

# オーストラリア

## 意匠法

No. 147, 2003 年

2021 年法律 No. 100 までの改正を含む

2022 年 3 月 10 日公布

### 目次

#### 第 1 章 序章

##### 第 1 部 序

第 1 条 簡略名称

第 2 条 施行

第 3 条 本法は政府を拘束する

第 4 条 本法の適用

##### 第 2 部 解釈

第 5 条 定義

第 5A 条 条約国の意味

第 5B 条 排他的ライセンスの定義

第 6 条 製品の定義

第 7 条 視覚的特徴の定義

第 8 条 本法における意匠への言及

#### 第 2 章 意匠権，所有権及び登録可能な意匠

##### 第 1 部 第 2 章の簡単な概略

第 9 条 簡単な概略

##### 第 2 部 意匠権

第 10 条 登録所有者の排他権

第 11 条 意匠における権利の譲渡

第 12 条 登録意匠を処分する登録所有者の権限

##### 第 3 部 意匠の所有権

第 13 条 何人が意匠の登録所有者として登録される権原を有するか

第 14 条 登録意匠の所有権

##### 第 4 部 登録可能な意匠：有効性

###### 第 1 節 登録可能な意匠

- 第 15 条 登録可能な意匠
- 第 16 条 全体的な印象において同一の又は実質的に類似する意匠
- 第 17 条 一定の事柄は意匠の新規性及び識別性を決定する上で無視しなければならない
- 第 18 条 一定の意匠は新規性及び識別性を有さないものとして取り扱ってはならない

## 第 2 節 全体的な印象における実質的類似性

- 第 19 条 全体的な印象における実質的類似性を評価するに際し考慮すべき要因

## 第 3 章 意匠出願

### 第 1 部 第 3 章の簡単な概略

- 第 20 条 簡単な概略

### 第 2 部 意匠出願

#### 第 1 節 出願

- 第 21 条 意匠出願をすることができる者
- 第 22 条 意匠出願は 2 以上の意匠に関して行うことができる
- 第 23 条 除外意匠を対象とする意匠出願

#### 第 2 節 登録官は意匠出願をどのように扱わなければならないか

- 第 24 条 最低出願要件を満たす意匠出願
- 第 25 条 出願受領の公告

#### 第 3 節 出願日及び優先日

- 第 26 条 出願日
- 第 27 条 優先日

### 第 3 部 意匠出願の補正又は取下

- 第 28 条 意匠出願の補正
- 第 29 条 出願人の間での紛争
- 第 30 条 その者の名義で意匠出願の進行を要求することができる者
- 第 31 条 補正された出願の一定の明細の公告
- 第 32 条 意匠及び意匠出願の取下

### 第 4 部 意匠出願の失効

- 第 33 条 意匠出願の失効

## 第 4 章 意匠の登録

### 第 1 部 第 4 章の簡単な概略

第 34 条 簡単な概略

第 2 部 登録の請求

第 35 条 登録の請求

第 36 条 2 以上の意匠に関する出願から除外された意匠に関する請求

第 3 部 登録

第 1 節 方式審査

第 39 条 方式審査-1 の意匠のみに関する出願

第 40 条 方式審査-2 以上の意匠に関する出願

第 41 条 登録官は不備を補正する機会を出願人に与えなければならない

第 42 条 第 41 条に基づき登録官が通知を出した後に生じること

第 43 条 登録官は一定の意匠の登録を拒絶しなければならない

第 44 条 登録官は拒絶後に一定の意匠を登録しなければならない

第 2 節 登録手続

第 45 条 登録官は出願人に登録を通知し、公告しなければならない

第 3 節 登録期間

第 46 条 登録期間

第 47 条 登録の更新

第 48 条 登録の停止

第 49 条 登録の放棄

第 50 条 放棄に基づく登録の取消

第 4 節 権原者に関する理由に基づく取消

第 51 条 権原者に関する理由に基づく登録の取消

第 52 条 申請に関連する手続

第 53 条 裁判所の訴訟において権原者と宣言された者による申請

第 54 条 登録の放棄に続く取消後の権原者による申請

第 55 条 権原者であると宣言された者によって出願がされた場合における意匠の優先日

第 56 条 原登録所有者の意味

第 5 部 公衆の閲覧が可能な一定の書類

第 60 条 登録意匠のための意匠出願及び公衆の閲覧に供される関連書類

第 61 条 一定の書類については公告が認められない

第 5 章 意匠審査

第 1 部 第 5 章の簡単な概略

第 62 条 簡単な概略

第 2 部 審査請求

第 63 条 意匠審査

第 64 条 意匠審査請求の要件

第 3 部 審査

第 65 条 登録官が意匠を審査するに際し行わなければならないこと

第 66 条 登録の補正

第 67 条 登録が有効である場合の審査証明書

第 68 条 審査後の登録取消

第 4 部 資料は登録官に提供することができる

第 69 条 一定の資料は登録官に提供することができる

第 6 章 侵害

第 1 部 第 6 章の簡単な概略

第 70 条 簡単な概略

第 2 部 登録意匠の侵害

第 71 条 意匠の侵害

第 71A 条 先使用による侵害免除

第 72 条 侵害の例外—修理

第 73 条 侵害訴訟

第 74 条 反訴

第 75 条 侵害に対する救済方法

第 76 条 登録官の参加

第 3 部 不当な脅迫に対する救済

第 77 条 不当な脅迫に対する救済を求める申請

第 78 条 裁判所の救済認可権限

第 79 条 反訴

第 80 条 登録の単なる通知は脅迫でない

第 81 条 弁護士，登録特許弁護士及び登録商標弁護士

第 7 章 裁判所の管轄権及び権限

第 1 部 第 7 章の簡単な概略

第 82 条 簡単な概略

## 第2部 管轄権

第83条 連邦裁判所の管轄権

第83A条 連邦巡回家庭裁判所の管轄

第84条 その他の所定の裁判所の管轄権

第85条 管轄権の行使

第86条 手続等の移送

第87条 上訴

第88条 上訴の審理における連邦裁判所及び連邦巡回家庭裁判所の権限

第89条 登録官は上訴の審理に出頭することができる

## 第3部 強制ライセンス及び登録の取消

第90条 何人も強制ライセンスを求めて裁判所に申請することができる

第91条 強制ライセンスの条件

第92条 強制ライセンス付与後の登録の取消

## 第4部 その他の状況での裁判所による登録の取消

第93条 その他の状況での登録の取消

## 第8章 政府

### 第1部 第8章の簡単な概略

第94条 簡単な概略

### 第2部 政府による使用

第95条 用語の意味

第96条 政府による意匠の使用の総則

第96A条 緊急時における政府による意匠の使用

第97条 出願人、権原者及び登録所有者は使用を通知される

第98条 政府による意匠の使用の条件(報酬を含む)

第99条 関係大臣によって承認されない限り効力のない一定の合意及びライセンス

第102条 政府の意匠使用—使用停止の裁判所の命令

第103条 製品の販売

第104条 没収製品

第105条 連邦による外国への製品供給

### 第3部 政府による取得及び政府への譲渡

第106条 連邦による意匠の取得

第107条 連邦への意匠の譲渡

### 第4部 禁止命令

第108条 意匠情報の公表禁止

## 第 109 条 意匠情報の公表

### 第 9 章 登録簿

#### 第 110 条 簡単な概略

第 111 条 登録官は登録簿を保管しなければならない

第 112 条 登録簿はコンピュータによって調製することができる

第 113 条 登録簿の閲覧

第 114 条 所有権の変更を記録するための登録簿の補正

第 115 条 一定の決定を実施するためになされる登録簿の補正

第 116 条 登録証の再交付

第 117 条 信託についての登録簿への記入は認められない

第 118 条 証拠規定

第 119 条 登録されていない権利の認容性

第 120 条 登録簿の更正

### 第 10 章 運営

#### 第 121 条 簡単な概略

第 122 条 登録官

第 123 条 副登録官

第 124 条 登録官による委任

第 125 条 意匠局

第 126 条 意匠局の印章

第 127 条 登録官の権限

第 128 条 費用の回収

### 第 11 章 雑則

#### 第 1 部 第 11 章の簡単な概略

第 129 条 簡単な概略

#### 第 2 部 手数料

第 130 条 手数料

第 130A 条 承認された手数料の納付手段

#### 第 3 部 違法行為

第 131 条 登録簿における虚偽の記入

第 132 条 意匠が登録されている旨の虚偽の表明

第 133 条 意匠局に関する虚偽の表示

第 134 条 登録官の要件に従わないこと

第 135 条 公務員は意匠についての取引等をしてはならない

第 3A 部 コンピュータ化された意思決定  
第 135A 条 コンピュータ化された意思決定

第 4 部 登録官の決定の再審理  
第 136 条 行政不服審判所による再審理

第 4A 部 行為遂行のために規定された期間の満了後での行為遂行  
第 136A 条 行為遂行のために規定された期間の満了後での意匠局の就業再開時の行為遂行

第 5 部 期間延長  
第 137 条 期間延長  
第 138 条 延長の結果  
第 139 条 第三者の保護  
第 140 条 侵害訴訟

第 6 部 その他  
第 141 条 代理人の権限  
第 142 条 登録特許弁護士及び登録商標弁護士の先取特権の権利  
第 143 条 登録の取消は裁判所の決定及び取消以前の契約に基づいてなされた事柄に影響を与えない  
第 144 条 書類の提出  
第 144A 条 承認される書類提出手段  
第 144B 条 書類提出に対する登録官による指示  
第 144C 条 証拠提出に対する登録官による指示  
第 144D 条 本法又は規則に基づく登録官による通知  
第 145 条 書類の送達  
第 146 条 出願決定前の出願人の死亡  
第 147 条 意匠登録後のある者の死亡  
第 148 条 登録官による裁量権の行使  
第 149 条 規則  
第 149A 条 意匠出願などの方式要件を決定する証書

第 12 章 廃止，経過及び留保規定

第 1 部 1906 年意匠法の廃止  
第 150 条 廃止

第 2 部 経過及び留保規定  
第 151 条 一定の意匠に対する本法の適用  
第 152 条 一定の意匠の登録期間  
第 153 条 施行日前になされた出願

- 第 154 条 その他の出願及び手続
- 第 155 条 係属中の手続
- 第 156 条 旧法に基づく侵害
- 第 157 条 登録官及び副登録官
- 第 158 条 登録簿
- 第 159 条 経過出願の変更
- 第 160 条 変更された出願の効力
- 第 160A 条 旧法第 40A 条(6)に基づく承認
- 第 161 条 定義



## 第1章 序章

### 第1部 序

#### 第1条 簡略名称

本法は、2003年意匠法として引用することができる。

#### 第2条 施行

(1) 表の第1欄に明記する本法の各規定は、表の第2欄に明記する日又は時に施行する、又は施行したとみなされる。

施行に関する情報		
第1欄	第2欄	第3欄
規定	施行	日付／詳細
1. 第1条及び第2条並びに本表の他の場所に記載されていない本法中の事項	本法が国王の裁可を受けた日	2003年12月17日
2. 第3条から第161条まで	(3)に従うことを条件として、布告により定める単一の日	2004年6月17日

[注：本表は、当初国会を通過し、裁可された本法の規定にのみ関連する。本表は、裁可後に本法に挿入された規定を扱うように拡大されるものではない。]

(2) 表の第3欄は、本法を構成しない追加情報のためである。この情報は、本法の公示版に含めることができる。

(3) 表の項目2に含まれる規定が、本法が国王の裁可を受けた日から起算して6月の期間内に施行しない場合は、当該期間の末日の翌日に施行する。

#### 第3条 本法は政府を拘束する

(1) 本法は、連邦、各州、オーストラリア首都特別地域、北部準州の権原において政府を拘束する。

(2) 本法の如何なる規定によっても、政府が違法行為を理由として訴追されることにはならない。

#### 第4条 本法の適用

本法の効力は、次の範囲にまで及ぶ。

- (a) 各外部領域、
- (b) 大陸棚、
- (c) 大陸棚上の水域、及び
- (d) オーストラリア、各外部領域及び大陸棚上の空域

## 第2部 解釈

### 第5条 定義

本法においては、別異の意味が明らかでない限り、

「庁」は、1999年公務員法における場合と同じ意味を有する。

「美術的著作物」は、1968年著作権法における場合と同じ意味を有する。

「オーストラリア」は、各外部領域を含む。

「当局」とは、連邦、州又は領域に関連して、連邦、州又は領域の法律により又は法律に基づいて公共の目的のために設立された機関をいう。

「審査証明書」とは、第5章に基づいて交付される登録意匠の審査の証明書をいう。

「連邦」は、連邦当局を含む。

「複合製品」とは、製品の分解及び再組立を可能にする、少なくとも2の代替可能な構成部分からなる製品をいう。

「大陸棚」とは、1973年海洋及び海中土地法に規定される、オーストラリアの大陸棚をいう。

「条約国」とは、第5A条に付与される意味を有する。

「副登録官」とは、第123条に基づき任命される副登録官をいう。

「意匠」とは、製品に関連して、その製品の1又は複数の視覚的特徴からもたらされる製品の全体的な外観をいう。

「意匠出願」とは、第21条に基づいて提出される出願をいう。

「意匠局」とは、第125条によって設けられた意匠局をいう。

「職員」とは、登録官又は副登録官以外の者であって、次の者をいう。

- (a) 1999年公務員法に基づいて従事し、意匠局において雇用されている者、又は
- (b) 意匠局において、連邦の代理又は代表としての職務に携わっている者以外の者

「権原者」とは、意匠に関連して、第13条に基づいて意匠の登録所有者として登録簿に記入される権原を有する者をいう。

「審査」とは、意匠に関連して、第65条に基づく意匠の審査をいう。

「排他的ライセンス」とは、第5B条によって付与される意味を有する。

「連邦裁判所」とは、オーストラリアにおける連邦裁判所をいう。

「提出する」とは、意匠局に提出することをいう。

「出願日」は、第26条によって付与される意味を有する。

「長」とは、条約国の意匠局に関連して、当該意匠局の職務上の長(名称を問わない)をいう。

「侵害訴訟」とは、登録意匠の侵害についての訴訟又は手続をいう。

「原出願」は、第23条によって付与される意味を有する。

「法律上の人格代表者」(死亡者に関して)とは、オーストラリア又は外国において、次の何れかが付与された者をいう。

- (a) 死亡者の遺言検認書、
- (b) 死亡者の遺産についての管理状、又は
- (c) その他これに類した証書

「弁護士」とは、オーストラリア連邦最高裁判所又は州若しくは領域の最高裁判所の法廷弁

護士又は事務弁護士をいう。

「ロカルノ協定」とは、意匠の国際分類を制定するための協定で、1968年10月8日にロカルノで調印されたものをいう。

「最低出願要件」は、第21条によって付与される意味を有する。

「PPSA 約定担保権(人的財産担保権法約定担保権の略称)」とは、2009年人的財産担保権法の意味内での約定担保権をいい、かつ、同法は、同法の意味内での経過的約定担保権以外の約定担保権に適用される。

「好適な手段」とは、

- (a) 意匠局への提出に関しては、第144A条(4)に記載する意味を有する。
- (b) 手数料支払いに関しては、第130A条(4)に記載する意味を有する。

「所定の裁判所」とは、次をいう。

- (a) オーストラリア連邦裁判所
- (aa) オーストラリア連邦巡回家庭裁判所
- (b) 各州の最高裁判所
- (c) オーストラリア首都特別地域の最高裁判所
- (d) オーストラリア北部準州の最高裁判所
- (e) ノーフォーク島の最高裁判所

「先行技術基準」は、第15条によって付与される意味を有する。

意匠に関連して、「優先日」とは、第27条に基づく意匠の優先日をいう。

「製品」は、第6条によって付与される意味を有する。

「登録簿」とは、第111条に記載する意匠登録簿をいう。

「登録済み」とは、本法に基づいて登録されたことをいう。

「登録意匠」とは、ある時点において、その時点で登録されている意匠をいう。

「登録所有者」は、第14条によって付与される意味を有する。

「登録特許弁護士」は、1990年特許法における場合と同じ意味を有する。

「登録商標弁護士」は、1995年商標法における場合と同じ意味を有する。

「登録可能な意匠」は、第15条によって付与される意味を有する。

「登録官」とは、本法に基づき在職する意匠登録官をいう。

「関係当局」とは、

- (a) 連邦における意匠の使用の場合、連邦当局を意味する。
- (b) 州における意匠の使用の場合、州当局を意味する。
- (c) 領域における意匠の使用の場合、領域を意味する。

「関係大臣」とは、第96条(5)に記載する意味を有する。

「関連当事者」とは、第5章に基づく意匠の審査に関連して、次の者をいう。

- (a) 意匠の登録所有者、
- (b) 審査を請求した者、及び
- (c) 意匠に利害関係を有するとして登録簿に記入されている者

「関連手続」(登録意匠に関連して)とは、次の裁判所手続をいう。

- (a) 登録意匠の侵害に関するもの、
- (b) 意匠登録の取消に関するもの、又は
- (c) 意匠登録の有効性について争うもの

「表示」とは、意匠を組み込んだ製品の図面、透写図若しくは見本又は当該の図面、透写図若しくは見本の写真をいう。

「事業」とは、関係当局に関しては第 95 条(5)記載内容が関連する。

「州」は、州当局を含む。

「登録期間」は、第 46 条によって付与される意味を有する。

「領域」は、領域当局を含む。

「政府の目的のために使用」とは、第 95 条(2)に記載する意味を有する。

「視覚的特徴」は、第 7 条によって付与される意味を有する。

## 第 5A 条 条約国の意味

(1) 本法では、条約国とは、規則で定められた外国の国又は地域をいう。

(2) 2003 年法第 14 条 2 項に係わらず、本条を目的として作成された規則は、変更の有無に係わらず、施行された又は現在適用されている他の法的文書や書類に含まれる事項を適用、採択又は組み込むことにより、随時規定することができる。

## 第 5B 条 排他的ライセンシーの定義

(1) 本法の適用上、排他的ライセンシーとは、登録所有者及びその他のすべての者を排除して、第 10 条(1)(a)から(e)までに記載された意匠における排他権を、ライセンシー又はライセンシー及び当該ライセンシーにより許可された者に対して与える登録意匠の登録所有者によって付与されたライセンスに基づくライセンシーである。

(2) (1)は、ライセンスが、登録所有者及びその他のすべての者を排除して、第 10 条(1)(f)に記載された意匠における排他権をライセンシーに与えるか否かに拘らず適用する。

## 第 6 条 製品の定義

(1) 本法の適用上、機械で製造された又は手製の物が製品である(ただし、(2)、(3)及び(4)を参照)。

(2) 複合製品の構成部分は、製品とは別に製造された場合は、本法の適用上、製品とすることができる。

(3) 1 又は 2 以上の不定寸法を有する物は、次の 1 又は 2 以上が当該の物に適用される場合にのみ、本法の適用上、製品である。

(a) ある不定寸法の切断面が固定されている又は規則的な模様に従って変化している場合

(b) 全ての寸法が比例を維持する場合

(c) 切断面の形状が、当該形状の寸法がある比率又は比率の連続に従って変化するか否かに拘らず、終始同じ状態を維持する場合

(d) それ自体繰り返す模様又は装飾を有する場合

(4) 組み立てられると特定の製品となるキットは、当該製品とみなされる。

## 第 7 条 視覚的特徴の定義

(1) 本法において、

製品に関連して、「視覚的特徴」は、当該製品の形状、形態、模様及び装飾を含む。

(2) 視覚的特徴は、機能的な目的を果たすことができるが、果たす必要はない。

- (3) 次のものは、製品の視覚的特徴ではない。
  - (a) 製品の感触
  - (b) 製品に使用されている材料
  - (c) 1又は2以上の不定寸法を有する製品の場合は、
    - (i) 不定寸法、及び
    - (ii) それ自体繰り返す模様を有する製品の場合—当該模様の2以上の繰り返し

#### **第8条 本法における意匠への言及**

本法において、意匠への言及は、製品に関連する意匠への言及である。

## 第2章 意匠権，所有権及び登録可能な意匠

### 第1部 第2章の簡単な概略

#### 第9条 簡単な概略

次は，この章の簡単な概略である。

この章は，意匠権に関連する事項を記載する。

第2部は，登録意匠の登録所有者の排他権を明記する。

第3部は，次の者を明記する。

(a) 未登録意匠の所有者として登録される権原を有する者，及び

(b) 登録意匠の登録所有者である者

第4部は，「登録可能な意匠」，「新規性」，「識別性」及び「実質的類似性」という主要概念を定義する。これらの概念は，次の理由で重要である。

(a) 第5章に基づく意匠の審査に際して，登録官が，先行技術基準と比較したときにそれが新規性及び識別性を有するか否かを決定しなければならないため，また

(b) 第6章に基づいてある者が登録意匠を侵害したか否かを決定するに際し，裁判所が，侵害していると申し立てられた意匠は，登録意匠と全体的な印象において実質的に類似しているか否かを検討しなければならないため

## 第2部 意匠権

### 第10条 登録所有者の排他権

- (1) 登録意匠の登録所有者は、意匠登録期間を通じて、次の排他権を有する。
- (a) それに関連して意匠が登録されている、意匠を具現する製品を製造すること又は製造を申し出ること、
  - (b) 当該製品を販売のため又は取引若しくは事業目的の使用のためにオーストラリアに輸入すること、
  - (c) 当該製品を販売し、賃貸し若しくは別途処分し又は販売、賃貸若しくは別途処分を申し出ること、
  - (d) 取引又は事業の目的で、何らかの方法により当該製品を使用すること、
  - (e) (c)又は(d)に記載される事柄を行う目的で、当該製品を保持すること、及び
  - (f) 別の者が、(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)に記載される事柄の何れかを行うことを許諾すること
- (2) (1)に記載される排他権は人的財産であり、譲渡及び遺言又は法の作用によって承継することができる。
- (3) 本条は、本法に従うものとする。

### 第11条 意匠における権利の譲渡

- (1) 登録意匠の登録所有者は、意匠における登録所有者の権利の全部又は一部を書面により譲渡することができる。
- (2) (1)に基づく譲渡は、譲渡人及び譲受人によって又はその代理人によって署名されなければならない。
- (3) (1)に基づく譲渡は、特定の場所について行うことができる。

[注：第114条は、意匠における権利の譲渡を記録するための登録簿への補正を扱う。]

### 第12条 登録意匠を処分する登録所有者の権限

- (1) 登録意匠の登録所有者は、別の者に付与されたものとして登録簿に表示されている権利に従うことを条件として、その絶対的所有者として、意匠における登録所有者の権利を処分し、かつ、そのような処分に係わる約因について誠実に履行することができる。
- (2) ただし、(1)は、善意の有償購入者として以外の方法で、また登録所有者の側の何らかの詐欺行為を知らずに、登録意匠の登録所有者と取引する者を保護しない。
- (2A) (1)にも拘らず、PPSA 約定担保権である権利の登録簿への記録は、登録意匠における権利の扱いに影響を与えない。
- (3) 登録意匠に関する衡平法の原則は、善意の有償購入者の権利を阻害しないことを条件に、登録所有者に対して執行することができる。
- (4) (3)は、PPSA 約定担保権である衡平法上の権利に関して適用しない。

[注：2009年人的財産担保権法は、PPSA 約定担保権に従う人的財産(意匠のような知的所有権を含む)の購買者の権利を扱う。同法は、PPSA 約定担保権の優先性及び執行も規定する。同法の次の規定を参照のこと。]

- (a) 第2.5部(約定担保権のない人的財産の取得)

- (b) 第 2.6 部 (約定担保権間の優先性)
- (c) 第 4 章 (約定担保権の執行)]



### 第3部 意匠の所有権

#### 第13条 何人が意匠の登録所有者として登録される権原を有するか

- (1) 次の者は、未登録意匠の登録所有者として、登録簿に記入される権原を有する。
- (a) 意匠を創作した者（「意匠創作者」）
  - (b) 意匠創作者が別の者による雇用の過程で又は当該別の者との契約に基づいて、意匠を創作した場合—意匠創作者と当該別の者が別段の合意をしない限り、当該別の者
  - (c) (a)又は(b)に記載された者から又は遺言若しくは法の作用による承継によって、意匠に対する権原を取得する者
  - (d) 意匠が登録された場合に、自己に譲渡された意匠における排他権を有する権原がある者
  - (e) (a), (b), (c)又は(d)に記載される死亡者の法律上の人格代表者
- (2) (1)に拘らず、次の場合は、何人も未登録意匠の登録所有者として、登録簿に記入される権原を有さない。
- (a) 当該人が、意匠における自己の権利の全てを別の者に譲渡した場合、又は
  - (b) 意匠における当該人の権利が、法の作用によって別の者に移譲された場合
- (3) 疑義を避けるために、
- (a) 2以上の者は、意匠の登録所有者として登録簿に記入される権原を有することができ、また
  - (b) 別異の意思が明らかでない限り、本法における登録意匠の登録所有者への言及は、意匠の各登録所有者への言及である。
- (4) (1) (a), (b), (c), (d)又は(e)に記載される者以外の何人も、未登録意匠の登録所有者として登録簿に記入される権原を有さない。

#### 第14条 登録意匠の所有権

- (1) ある特定の時点における登録意匠の登録所有者とは、次の者である。
- (a) その時点でその意匠の登録所有者として登録簿に記入されている者、又は
  - (b) その時点で2以上の当該人がいる場合—各々の者
- (2) 2以上の登録意匠の登録所有者がいる場合は、
- (a) その各々の者が、当該意匠における排他権における均等かつ未分割の持分を与えられ、また
  - (b) (c)に従うことを条件として、各登録所有者は、相手方に説明することなく、登録所有者自身の利益のために、その意匠における排他権を行使する権原を有し、また
  - (c) 登録所有者の何れも、他の者の同意なく、その意匠における排他権を行使するライセンスを付与し又はその意匠における権利を譲渡することはできない。
- (3) 登録意匠を具現する製品が、2以上の意匠の登録所有者のうちの何れかによって販売された場合は、購入者及び購入者を通じて権利主張する者は、全ての登録所有者によって販売されたものとして、製品を扱うことができる。
- (4) (2)は、登録意匠の登録所有者間の別段の合意があれば、これに従うことを条件とする。

## 第4部 登録可能な意匠：有効性

### 第1節 登録可能な意匠

#### 第15条 登録可能な意匠

- (1) 意匠が、その意匠に対する先行技術基準であって、その意匠の優先日前に存在したものと比較して、新規性及び識別性を有する場合は、その意匠は、「登録可能な意匠」である。
- (2) 意匠（「指定意匠」）に対する「先行技術基準」は、次のもので構成される。
  - (a) オーストラリアで公に使用される意匠、
  - (b) オーストラリア国内又は国外において、文献に公表された意匠、及び
  - (c) それに関連して、次の各基準が満たされている意匠
    - (i) その意匠が、意匠出願において開示されていること
    - (ii) その意匠が、指定意匠よりも先の優先日を有すること
    - (iii) その意匠を開示する文献が第60条に基づいて最初に公衆の閲覧に供されたのが指定意匠の優先日以後であること

[注：「文献」については、1901年法律解釈法第2B条を参照]

#### 第16条 全体的な印象において同一の又は実質的に類似する意匠

- (1) 意匠は、当該意匠に対する先行技術基準の部分を構成する意匠と同一でない限り、新規性を有する。
- (2) 意匠は、当該意匠に対する先行技術基準の部分を構成する意匠と、全体的な印象において実質的に類似しない限り、識別性を有する(第19条を参照)。
- (3) 第15条(2)(c)に従うことを条件として、意匠の新規性及び識別性は、当該意匠の優先日以後のオーストラリアにおける意匠の単なる公開若しくは公共の使用又は同一の若しくは後の優先日を有する別の意匠の登録によって影響されるものではない。

#### 第17条 一定の事柄は意匠の新規性及び識別性を決定する上で無視しなければならない

- (1) 意匠(主意匠)が新規性及び識別性を有するかを決定する目的のために、当該決定を行う者は、主意匠に関して、優先日前日に終了する12月の期間内に発生する次の公開又は使用を無視しなければならない。
  - (a) (主意匠であるか否かを問わず)関係者による意匠の公開又は使用、
  - (b) (主意匠であるか否かを問わず)関係者から意匠を派生又は取得した別の者又は団体による意匠の公開又は使用

[注：関係者については、(1D)参照。]

- (1A) (1)は、2021年意匠改正(知的財産対応諮問会議)法の附則1の施行日以降((1)に言及された12月の期間が、当該施行の前に始まるか、以降に始まるかに拘らず)に発生する公開又は使用について適用する。
  - (1B) (1)(b)は、次の公開には適用しない。
    - (a) 本法に基づく登録官による公開、
    - (b) 次の場合は、外国における者又は団体による公開
      - (i) その者又は団体が、登録官の機能と同様の機能を有する場合、及び

- (ii) 公開が、意匠に関する当該外国の法律に基づく場合
- (c) 次の場合は、国際協定に基づいて又は従って設立された機関又は組織による公開
  - (i) その機関又は組織が、意匠を公衆に公開することを含む機能を有する場合、及び
  - (ii) 公開が、意匠に関する国際協定又は意匠に関する法律に従う場合
- (1C) (1) (b)の適用上、
  - (a) 主意匠の登録所有者が、
    - (i) 関係者、又は
    - (ii) 関係者からの許可に従う別の者
 が、別の者又は団体による意匠(他意匠)の特定の公開又は使用の前に、意匠(第1意匠であつて、それが主意匠であるか否かを問わず)を公開した又は公然と使用したことを立証し、かつ、
  - (b) 他意匠が、第1意匠と同一又は全体的印象として実質的に類似する場合、当該別の者又は団体は、関係者から他意匠を派生又は取得したと推定されなければならない。ただし、当該別の者又は団体が第1意匠を参考とせず又は第1意匠の知識を持ち合わせずに他意匠を創作したことが立証される場合はこの限りではない。
- (1D) 本条の適用上、関係者とは次のとおりである。
  - (a) 主意匠の登録所有者、
  - (b) 登録所有者の前権原者、又は
  - (c) 主意匠を創作した者であつて、(a)又は(b)に含まれない者
- (1E) 意匠の使用が(1)を理由として無視されなければならない場合には、その使用は、第18条の適用においても無視されなければならない。
  - (2) 意匠が新規性及び識別性を有するか否かを決定する目的のために、当該決定をなす者は、次の事項を無視しなければならない。
    - (a) 意匠の登録所有者又は登録所有者の前権原者により又はその同意を得て、次の何れかの者(その他の者又は機関は除く)に与えられた情報
      - (i) 政府、州又は領域
      - (ii) 当該意匠を調査することを政府、州又は領域によって認容された者、及び
      - (b) (a) (ii)に記載された調査の目的で行われる事柄

#### **第18条 一定の意匠は新規性及び識別性を有さないものとして取り扱ってはならない**

- (1) 本条は、次の場合に適用する。
  - (a) ある美術的著作物に関し、1968年著作権法に基づく著作権が存在しており、かつ
  - (b) 対応する意匠についての登録出願が、当該著作権の所有者により又はその同意を得てされた場合
- (2) 当該意匠は、本法の適用上、その美術的著作物について先にされた使用のみを理由として、新規性及び識別性を有さないもの又は公開されていたものとして、取り扱ってはならない。ただし、その使用が次の場合に該当していたときは、この限りでない。
  - (a) 先の使用が、その意匠が産業上利用された製品であつて、第43条(1)(a)の適用上、規則に指定されているもの以外の製品に係わる販売、賃貸又は販売若しくは賃貸のための展示からなるか又はこれを含んでいた場合、及び
  - (b) 先の使用が、その美術的著作物の著作権所有者により又はその同意を得てなされたもの

である場合

[注：一定の意匠の使用は無視される。第 17 条(1E)参照]

(3) 本条において、

「産業上利用された」は、1968 年著作権法第 77 条に基づく規則によって付与される意味を有する。

## 第2節 全体的な印象における実質的類似性

### 第19条 全体的な印象における実質的類似性を評価するに際し考慮すべき要因

(1) ある者が、本法により、ある意匠が別の意匠と全体的な印象において実質的に類似しているか否かを決定するよう要求された場合は、当該決定をなす者は、意匠間の差異よりも類似性に重点を置くものとする。

(2) その者は、次の事項も行わなければならない。

(a) 意匠に対する先行技術基準の変化状況を考慮すること、

(b) 意匠が開示された意匠出願が、意匠の特定の視覚的特徴に新規性及び識別性があるとす  
る陳述書(「新規性及び識別性の陳述書」)を含んでいる場合は、

(i) それらの特徴を特に考慮すること、及び

(ii) それらの特徴が当該意匠の一部についてのみ関連する場合—当該意匠の当該部分を特  
に考慮するが、ただし意匠全体としても考慮すること、

(c) 当該意匠の一部のみが別の意匠と実質的に類似している場合は、意匠全体において、当  
該部分の量、質及び重要性を考慮すること、及び

(d) 意匠創作者の革新の自由度を考慮すること

(3) 意匠が開示された意匠出願が、意匠の特定の視覚的特徴に関して、新規性及び識別性の  
陳述書を含んでいない場合は、その者は、意匠全体の外観を考慮しなければならない。

(4) (1)、(2)及び(3)を適用するにあたり、その者は、意匠が関連する製品又は意匠が関連  
する製品に類似する製品に精通した者(精通者)の基準を、(精通者が、意匠が関連する製品  
又は意匠が関連する製品に類似する製品の使用者であるか否かに拘らず)適用しなければな  
らない。

(5) 本条において、ある者への言及は、裁判所への言及を含む。

## 第3章 意匠出願

### 第1部 第3章の簡単な概略

#### 第20条 簡単な概略

次は、この章の簡単な概略である。

この章は、意匠出願に関連する規定を記載する。

第2部は、何人も1又は2以上の意匠に関連して意匠出願をすることができることを規定する。

意匠出願が最低出願要件を満たす場合は、当該意匠出願には出願日が割り当てられ、かつ、出願において開示された各意匠は、「優先日」を取得する。

意匠出願をした者は、第4章に基づいて、所定の期間内に、出願において開示された意匠の全部又は一部の登録を請求することができる。

第3部は、意匠出願の補正及び取下を扱う。

第4部は、意匠出願の失効を扱う。

## 第2部 意匠出願

### 第1節 出願

#### 第21条 意匠出願をすることができる者

- (1) 何人も、意匠に関して出願(「意匠出願」)をすることができる。
- (2) 意匠出願は、次の要件を満たさなければならない。
  - (a) 出願において開示された意匠の表示に関連して、規則が定める要件、及び
  - (b) 規則が定めるその他の要件これらは、「最低出願要件」である。
- (3) 意匠出願は、2以上の者によっても行うことができる。
- (4) 意匠出願は、当該意匠出願において開示された意匠に関連する権原者を明記しなければならない。

#### 第22条 意匠出願は2以上の意匠に関して行うことができる

- (1) 単一の意匠出願は、次に関して行うことができる。
  - (a) 1の製品に関連する1の意匠、
  - (b) 2以上の製品に関連して共通の意匠である1の意匠、
  - (c) 1の製品に関連する2以上の意匠、又は
  - (d) 各製品が同一のロカルノ協定分類に属する場合は、2以上の製品に関連する2以上の意匠
- (2) 2以上の意匠が意匠出願において開示される場合は、権原者は、各意匠に関連して同一でなければならない。

[注：これは、権原者が異なる意匠に関しては、別個の出願を行わなければならないという意味である。]

- (3) 疑義を避けるために、2以上の製品に関連して共通の意匠である意匠は、各製品に関連する意匠である。

#### 第23条 除外意匠を対象とする意匠出願

- (1) 次の場合、すなわち、
  - (a) 1又は2以上の意匠が、意匠出願(「原出願」)において開示され、
  - (b) 原出願がされた後、第28条に基づいて、それらの意匠のうちの1又は2以上の意匠(「除外意匠」)を除外するよう補正され、
  - (c) 原出願が失効せず又は取り下げられず、かつ
  - (d) 原出願における意匠の何れも、登録されていない場合は、出願人は、1又は2以上の除外意匠に関して、第21条に基づいて意匠出願をすることができる。
- (2) 1又は2以上の除外意匠に関する出願は、規則が定める期間内に提出しなければならない。
- (3) 疑義を避けるために、1又は2以上の除外意匠に関する出願は、第32条(2)に基づいて原出願から取り下げられた又は登録を拒絶された意匠を含んではならない。

## 第2節 登録官は意匠出願をどのように扱わなければならないか

### 第24条 最低出願要件を満たす意匠出願

(1) 意匠出願が第21条(2)に記載された最低出願要件を満たしている場合は、登録官は、出願人に、次の事項を通知しなければならない。

(a) 意匠出願が最低出願要件を満たしていること、

(b) 当該出願の出願日、及び

(c) 意匠出願に、当該出願に開示された各意匠の登録請求が添付されていないときは、当該請求が第35条に基づいて行うことができ、第35条(4)及び(5)の効果を記述しなければならない

(2) 意図された意匠出願が最低出願要件を満たしていない場合、登録官は、その旨を出願人に通知しなければならない。当該通知は、次のとおりでなければならない。

(a) 満たされていない各最低出願要件を識別すること、及び

(b) 通知の日付から2月又は定められた期間内に、要求された追加情報を提出することを出願人に求めること

(3) 最低出願要件が(2)(b)に基づく期間内に満たされない場合には、その出願はなかったとみなされる。

### 第25条 出願受領の公告

登録官は、規則に定める方法により、最低出願要件を満たす各意匠出願に関連して規則が定める明細を公告しなければならない。



### 第3節 出願日及び優先日

#### 第26条 出願日

意匠出願は，規則に従って決定される出願日を有する。

#### 第27条 優先日

- (1) 最低出願要件を満たす意匠出願において開示された意匠の優先日は，次の日である。
  - (a) 当該意匠出願の出願日，
  - (b) 当該意匠出願がされる前に，意匠の保護を求める出願が規則に従って条約国においてなされていた場合—規則が定める日，又は
  - (c) 規則が異なる日を優先日として定める場合—規則が定める日
- (2) 2以上の意匠が意匠出願において開示される場合は，当該意匠は異なる優先日を有することができる。

### 第3部 意匠出願の補正又は取下

#### 第28条 意匠出願の補正

- (1) 登録官は、出願人が請求した場合は、意匠出願を補正することができる。
- (2) (1)に基づく請求は、規則に定める方法で行わなければならない。
- (3) (1)に拘らず、次のものが原意匠出願、表示又はその他の書類において実質的に開示されていなかった事項を含めることにより、出願の範囲を変更することになる方法で、意匠出願において開示された意匠を限定するものである限り、登録官は、それらを補正してはならない。
  - (a) 意匠出願に含まれる表示、又は
  - (b) 意匠出願に添付されるその他の書類
- (4) 本条において、意匠出願において開示された意匠の表示に関して、「補正(する)」は、1の表示から別の表示への代替を含む。
- (5) 本条に基づく登録官の決定に対しては、連邦裁判所又は連邦巡回家庭裁判所に上訴することができる。

#### 第29条 出願人の間での紛争

- (1) 本条は、意匠出願の進行の可否又はその態様について2又は3以上の者の中で紛争が生じた場合に適用する。
- (2) それらの者のうち何れかが規則に従って請求したときは、登録官は、次の目的の何れか又は両方について自己が適切と考える決定を行うことができる。
  - (a) 出願において開示された意匠に関連して、それらの者のうち何れが権原者であるかを出願に明記することができるようにするため
  - (b) 出願の進行の態様を規制するため
- (3) (1)又は(2)に記載する者は、次の者でなければならない。
  - (a) 出願人、又は
  - (b) 出願において開示された意匠に関連して自己が権原者であると主張する者

#### 第30条 その者の名義で意匠出願の進行を要求することができる者

- (1) 何人も、登録官に対して、意匠出願が自己を次の者として特定することを指示するよう求めることができる。
  - (a) 出願人、又は
  - (b) 出願において開示された意匠に関連する権原者
- (2) 登録官は、当該意匠が登録されたならば、その者が譲渡若しくは契約又は法の作用によって次についての権原を有することとなるか否かを指示することができる。
  - (a) 登録意匠又はそれについての権利、又は
  - (b) 登録意匠又はそれについての権利における不可分の持分
- (3) 登録官が指示を与える場合は、
  - (a) その者は、出願人又は事情に応じて、意匠に関連する権原者とみなされ、かつ
  - (b) 出願はそれに従って補正されたとみなされる。
- (4) (1)に基づく請求は、規則に従わなければならない。

### 第 31 条 補正された出願の一定の明細の公告

登録官は、この部に基づいて登録官が補正した意匠出願に関連して、規則が定める明細を公告しなければならない。

### 第 32 条 意匠及び意匠出願の取下

(1) 意匠出願をした者は、規則が定める期間内に通知書を提出することにより、出願を取り下げることができる。

(2) 2 以上の意匠に関して意匠出願をした者は、規則が定める期間内に通知書を提出することにより、これらの意匠のうちの 1 又は 2 以上を出願から取り下げることができる。

(3) 意匠出願が 2 以上の者によってなされていた場合は、それらの各人が通知書の提出に同意しない限り、その通知書は有効ではない。

(4) ある意匠が意匠出願から取り下げられた場合は、その意匠を取り下げた者は、第 21 条に基づいてその意匠に関連する別の出願を行わない限り、その後、第 4 章第 2 部に基づくその意匠の登録を請求することができない。

## 第4部 意匠出願の失効

### 第33条 意匠出願の失効

(1) 意匠出願は，登録官が出願に関して第41条に基づく通知を出願人に出し，かつ，出願人が，規則が定める期間内に，出願が第4章の該当する要件を満たすことを登録官が納得するような方法で，次を行わなかった場合には，失効する。

(a) 出願の補正を請求すること，又は

(b) 第41条(c)(ii)に記載されたとおり，通知に対して書面で応答していること

(2) 登録官が，第137条に基づいて，(1)に記載される事柄が行われるべき期間を延長した場合は，(1)における期間への言及は，延長された期間への言及となる。

(4) 登録官は，(1)に基づいて意匠出願が失効したことを記載する通知を公告しなければならない。当該通知は，規則が定める様式でなければならない。

## 第4章 意匠の登録

### 第1部 第4章の簡単な概略

#### 第34条 簡単な概略

次は、この章の簡単な概略である。

第2部は、出願人が、意匠出願において開示された意匠の全部又は一部についての登録を請求することを可能にする。出願人が規則で定める期間内に意匠登録の請求をしなかった場合、出願人は請求をしたものとみなされる。

登録官は、明記された要件が満たされた場合は、第3部又は第4部に基づいて意匠の登録をしなければならない。

登録官は、一定の意匠の登録を拒絶しなければならない(第43条を参照)。

意匠登録は、最長10年間とする(第3部第3節を参照)。

意匠登録は、権原者に関連する理由に基づいて取り消すことができる(第3部第4節を参照)。

登録意匠及び関連書類は、公衆の閲覧に供される(第5部を参照)。

## 第 2 部 登録の請求

### 第 35 条 登録の請求

実際の登録請求

- (1) 出願人は、意匠出願において開示された 1 又は 2 以上の意匠の登録を請求することができる。
- (2) 当該請求は、
  - (a) 意匠出願に含まれなければならない、又は
  - (b) 規則が定める期間内に行わなければならない。
- (3) 当該請求は、規則が定める要件に従わなければならない。

登録のみなし請求

- (4) 次の場合、すなわち、
  - (a) 意匠出願に 1 の意匠が開示されている場合、かつ、
  - (b) (2) (b) に基づいて適用される期間の末日時点で
    - (i) 出願人が(1)から(3)までに従って意匠に係る請求を行っていない場合、及び
    - (ii) 出願人が第 32 条に従って出願を取り下げている場合、出願人は、意匠の登録を請求したとみなされる。
- (5) 次の場合、すなわち、
  - (a) 2 以上の意匠が意匠出願に開示されている場合、かつ、
  - (b) 出願に開示された意匠(主意匠)について、主意匠に関して(2) (b) に基づいて適用される期間の末日時点で、
    - (i) 出願人が(1)から(3)までに従って主意匠に係る請求を行っていない場合、
    - (ii) 主意匠が、第 28 条に基づく補正により、出願から除外されていない場合、
    - (iii) 出願人が、第 32 条に従って出願を取り下げている場合、及び
    - (iv) 出願人が、第 32 条に従って出願から主意匠を取り下げている場合、出願人は、主意匠の登録を請求したとみなされる。

[注：(5)は、意匠出願に開示された各々の意匠に関して、別々に適用される。]

第 36 条との関係

- (6) 本条は、第 36 条に従うことを条件とする。

### 第 36 条 2 以上の意匠に関する出願から除外された意匠に関する請求

原出願から除外された意匠に関して意匠出願(後出願)を提出する者は、後出願が提出される時点で、当該後出願に開示されたすべての意匠の登録を請求したとみなされる。

## 第3部 登録

### 第1節 方式審査

#### 第39条 方式審査-1の意匠のみに関する出願

(1) 本条は、次の場合に、意匠出願において開示された意匠に適用する。

(a) 当該意匠が、出願において開示された唯一の意匠であり、かつ

(b) 出願人が、当該意匠の登録を請求している場合

(第35条(4)により請求したとみなされる場合を含む)

(2) 登録官は、次の事項を認める場合は、意匠を登録しなければならない。

(a) 意匠出願が、規則に明記する方式審査要件を満たしていること、

(aa) 意匠出願が、第149A条の方式要件を満たしていること、

(b) 当該意匠が、2以上の製品に関連する共通意匠であることを意図している場合—当該意匠が各製品に関連する共通意匠であること、及び

(c) 登録官が、第43条(1)に基づいて意匠登録を拒絶するよう求められていないこと

#### 第40条 方式審査-2以上の意匠に関する出願

(1) 本条は、次の場合に適用する。

(a) 意匠出願において、2以上の意匠が開示され、かつ

(b) 出願人が、それらの意匠の1又は2以上の登録を請求した場合

(第35条(5)により請求したとみなされる場合を含む)

(2) 登録官は、次の事項を認める場合は、登録請求された意匠を登録しなければならない。

(a) 当該意匠が関連する各製品が、ロカルノ協定の同一の類に属すること

(b) 登録請求された意匠が、2以上の製品に関連する共通意匠であることを意図している場合—当該意匠が各製品に関連する共通意匠であること

(c) 意匠出願が、規則に明記する方式審査の要件を満たしていること

(ca) 意匠出願が、第149A条の方式要件を満たしていること

(d) 登録官が、第43条(1)に基づいて意匠登録を拒絶するよう求められていないこと

#### 第41条 登録官は不備を補正する機会を出願人に与えなければならない

登録官は、意匠出願に関連して第39条又は第40条に記載するように認めない場合は、出願人に対して、次の事項を記載する通知を出さなければならない。

(a) 登録官が認めていない事項、

(b) 出願人は、登録官に対し第28条に基づいて出願を補正するよう請求できること、及び

(c) 出願は、第33条(1)の適用上、規則が定める期間の末日に失効するが、ただし当該期間中に、

(i) 出願が補正された場合、又は

(ii) 出願人が、通知に対し、出願は補正される必要がないと出願人が考える理由を記載して、書面で応答した場合で、

かつ、補正又は応答の結果として、登録官が第39条又は事情に応じて第40条に記載するように認めるときは、その限りでないこと

#### **第 42 条 第 41 条に基づき登録官が通知を出した後に生じること**

- (1) 本条は、第 41 条に基づいて登録官が通知を出願人に出した場合に適用する。
- (2) 登録官が出願を補正することを出願人が請求する場合は、登録官は、第 28 条に基づいて、当該請求を検討しなければならない。
- (3) 出願人が第 41 条(c)(ii)に記載するように通知に対して書面で応答する場合は、登録官は、当該応答を検討しなければならない。
- (4) 請求又は応答を検討した後に、登録官が、意匠出願に関連して第 39 条又は第 40 条に記載するように認める場合は、登録官は、これらの条の何れかが適用される出願において開示された意匠又は複数の意匠を登録しなければならない。
- (5) 請求又は応答を検討した後に、登録官が、意匠出願に関連して第 39 条又は第 40 条に記載するように認めない場合は、登録官は、次の何れかを行うことができる。
  - (a) 第 43 条に基づいて、意匠又は複数の意匠の登録を拒絶すること、又は
  - (b) 第 41 条に基づいて、出願人に対して更なる通知を出すこと

#### **第 43 条 登録官は一定の意匠の登録を拒絶しなければならない**

- (1) 登録官は、次の場合は、意匠登録を拒絶しなければならない。
  - (a) 当該意匠が、本号の適用上、規則が定める意匠であるか又は意匠の類に属する場合、
  - (b) 登録官が、1987 年オリンピック標章保護法第 18 条を理由として、当該意匠を登録してはならない場合、又は
  - (c) 当該意匠が次の製品に関連する場合
    - (i) 1989 年回路配置法の意味における集積回路、
    - (ii) 当該集積回路の一部、又は
    - (iii) 当該集積回路を製造するために使用されるマスク
  - (d) 当該意匠が、第 108 条に基づく命令に服する場合
- (2) 第 42 条に従うことを条件として、登録官は、出願人が意匠出願に関連して第 39 条又は第 40 条に記載するように登録官が認める方法で次の事項を行わなかった場合は、自らが第 41 条に基づく通知を出した意匠出願において開示された意匠の登録を拒絶しなければならない。
  - (a) 出願の補正、又は
  - (b) 出願を補正する必要がないと出願人が認める理由を記載した、通知に対する書面による応答
- (3) 登録官は、(1)又は(2)に基づいて、出願人に拒絶の通知をしなければならない。通知には、拒絶理由を記載しなければならない。

#### **第 44 条 登録官は拒絶後に一定の意匠を登録しなければならない**

第 43 条(1)(d)に拘らず、次の場合、すなわち、

- (a) 登録官が意匠の登録を、当該意匠が第 108 条に基づく命令に服することを理由に拒絶し、かつ
- (b) 当該命令が後に取り消され、かつ
- (c) 当該命令の取消日に、第 108 条の作用がなければ意匠が登録されていた筈の場合は、



登録官は、規則が定める期間内に、意匠を登録しなければならない。

## 第2節 登録手続

### 第45条 登録官は出願人に登録を通知し、公告しなければならない

- (1) 本条は、登録官が本法に基づいて意匠登録を求められる場合に適用する。
- (2) 登録官は、適用可能な限りにおいて、第111条に記載される明細を登録簿に記入しなければならない。
- (3) 登録官は、登録証を出願人に交付しなければならない。登録証は、規則が定める様式によらなければならない。
- (4) 登録官は、意匠が登録されたことを記載する通知を公告しなければならない。通知は、規則が定める様式によらなければならない。

### 第3節 登録期間

#### 第46条 登録期間

- (1) 意匠の登録期間は、次のとおりである。
  - (a) 意匠が最初に開示された意匠出願の出願日から5年間、又は
  - (b) 意匠登録が第47条に基づいて更新された場合—意匠が最初に開示された意匠出願の出願日から10年間
- (2) 意匠が原出願(第23条を参照)から除外されていた場合は、意匠が最初に開示された意匠出願は、(1)の適用上、原出願であるとみなされる。

#### 第47条 登録の更新

- (1) 登録意匠の登録所有者は、意匠登録の更新を申請することができる。
- (2) 申請は、意匠が最初に開示された意匠出願の出願日後、所定の期間内に行わなければならない。
- (3) 登録官は、申請が規則の定める様式による場合は、意匠登録を更新しなければならない。
- (4) 疑義を避けるために、次の場合、すなわち、
  - (a) 登録意匠の登録所有者が、意匠登録の更新を申請する場合、
  - (b) 出願が(2)の適用上定められた期間内になされ、かつ、出願が(3)の適用上定められた様式である場合、
  - (c) 登録官が意匠登録を更新する場合、及び
  - (d) 更新が、第46条(1)(a)に記載された期間の満了後に発生する場合、意匠の登録は、第46条(1)(a)に記載された期間の満了の翌日に始まり更新が発生する日に終わる期間の間、失効しない。

#### 第48条 登録の停止

- (1) 意匠登録は、意匠の審査が請求され、かつ、次の場合は停止する。
  - (a) 第65条(3)(b)の適用上の所定の期間内に、登録官が、第67条(1)(a)又は第68条(1)(a)に記載するように認めない場合、又は
  - (b) 意匠の登録所有者が、所定の審査手数料を所定の納付期間の末日までに納付しなかった場合
- (2) 意匠登録はまた、事情に応じて第46条(1)(a)又は(b)に記載される期間の末日に停止する。
- (3) 次の場合、すなわち、
  - (a) 登録意匠が、登録時に、1968年著作権法に基づいて著作権が存在している美術的著作物に関して対応する意匠であった場合、
  - (b) 当該意匠が、第18条を除けば、本法に基づいて登録されることがなかった筈の場合、及び
  - (c) 美術的著作物における1968年著作権法に基づく著作権が、(本項を別として)意匠登録が効力停止となる日前に満了する場合は、意匠登録は、美術的著作物における著作権の満了と同時に停止し、その後は延長してはなら

ない。

(4) 意匠登録が(1)に基づいて停止する場合は、登録が停止する時点で意匠に関して効力を有していた如何なる審査証明書も、その時点で取り消されたものとみなされる。

#### **第 49 条 登録の放棄**

(1) 登録意匠の登録所有者は、意匠登録の放棄を申し出ることができる。

(2) 2以上の意匠の登録所有者がいる場合は、(1)に基づく申出は、全ての登録所有者によってなされなければならない。

(3) (1)に基づく申出は、

(a) 如何なるときにも行うことができ、かつ

(b) 書面で提出しなければならない、かつ

(c) 規則が定める様式で行わなければならない。

#### **第 50 条 放棄に基づく登録の取消**

(1) 本条は、登録官が第 49 条(1)に基づく意匠登録の放棄の申出を受領する場合に適用する。

(2) 登録官は、次の事項を行わなければならない。

(a) 規則が定める者に申出について通知すること、及び

(b) 当該人に対して、規則が定める方法及び期間内に、意見を述べる機会を与えること

(3) 登録官は、(2)に記載される事柄を行った後に、申出を受領し、意匠登録を取り消し、かつ、第 115 条に基づいて登録簿へ記入することができる。

(4) 当該意匠に関連して裁判所における訴訟が提起され、結審していない場合は、登録官は、次に該当するのではない限り、意匠登録の放棄についての申出を受領してはならない。

(a) 裁判所が同意すること、又は

(b) 訴訟の全ての当事者が同意すること

(5) 意匠に関連して強制ライセンスが効力を有している場合は、登録官は、意匠登録の放棄についての申出を受領してはならない。

(6) 本条に基づく登録官の決定に対しては、連邦裁判所又は連邦巡回家庭裁判所に上訴することができる。

## 第4節 権原者に関する理由に基づく取消

### 第51条 権原者に関する理由に基づく登録の取消

- (1) 何人も、登録官に対して、第52条に基づいて、意匠登録の取消を申請することができる。
- (2) (1)に基づく申請は、次の通りでなければならない。
  - (a) 規則が定める情報を含むこと、及び
  - (b) 規則が定める方法によってなされること

### 第52条 申請に関連する手続

- (1) 本条は、ある者が第51条に基づいて意匠登録の取消申請を行う場合に適用する。
- (2) 登録官が、次の事項、すなわち、
  - (a) 1又は2以上の者が、意匠が最初に登録された時点で権原者であり、かつ、1又は2以上の意匠の原登録所有者がその時点で権原者でなかったこと、又は
  - (b) 意匠の各原登録所有者が、意匠が最初に登録された時点では権原者であったが、その時点で別の1又は2以上の者もまた権原者であったこと、を認める場合は、登録官は、意匠が最初に登録された時点で権原者であったと登録官が認める者が本項に基づく権原者である旨を明記した書面による宣言を行うことができる。
- (3) 登録官が(2)に基づいて宣言を行う場合は、登録官は、次の事項を行わなければならない。
  - (a) 関連当事者に対して、意匠登録が取り消された旨を記載した通知を出すこと、及び
  - (b) 第115条に基づいて登録簿へ記入すること
- (4) 登録官はまた、意匠登録が取り消されたこと及び当該意匠は一度も登録されなかったとみなすことを記載する、規則が定める様式による通知を公告しなければならない。
- (5) 登録官は、各原登録所有者に対し聴聞を受ける合理的な機会を与えない限り、本条に基づいて意匠の登録を取り消してはならない。
- (6) 登録官は、当該意匠に関して関連手続が係属している間は、本条に基づいて意匠の登録を取り消してはならない。
- (7) 本条に基づく登録の決定に対しては、連邦裁判所又は連邦巡回家庭裁判所に上訴することができる。

### 第53条 裁判所の訴訟において権原者と宣言された者による申請

- (1) 本条は、意匠に関する裁判所での手続において、裁判所が、次の何れかを認める場合に適用する。
  - (a) 1又は2以上の者が、意匠が最初に登録された時点で権原者であり、かつ、意匠の原登録所有者の1又は2以上の者がその時点で権原者ではなかったこと、又は
  - (b) 意匠の各原登録所有者が、意匠が最初に登録された時点で権原者であったが、別の1又は2以上の者もまたその時点で権原者であったこと
- (2) 裁判所は、当該訴訟において下すことのできる他の命令に加えて、意匠が最初に登録された時点で権原者であったと裁判所が認める者が本項に基づく権原者である旨を宣言することができる。

(3) 裁判所は、意匠登録が取り消されない限り、(2)に基づいて命令を出すことはできない。

#### **第 54 条 登録の放棄に続く取消後の権原者による申請**

(1) 本条は、次の場合に適用する。

(a) 登録官が、第 50 条に基づいて意匠登録を取り消す場合、及び

(b) 登録官が、規則に従って、1 又は 2 以上の者が行う申請に基づいて次の事項を認める場合

(i) 原登録所有者の 1 又は 2 以上の者は、意匠が最初に登録された時点で権原者ではなく、別の 1 又は 2 以上の者がその時点で権原者であったこと、又は

(ii) 意匠の各原登録所有者は、意匠が最初に登録された時点で権原者であったが、別の 1 又は 2 以上の者もその時点で権原者であったこと

(2) 登録官は、意匠が最初に登録された時点で権原者であったと自己が認める者が本項に基づく権原者である旨を明記した書面による宣言を行うことができる。

(3) 登録官は、各原登録所有者に対して最初に聴聞を受ける合理的機会を与えることなしに、(2)に基づく宣言を行ってはならない。

(4) (2)に基づく宣言をした又は宣言を拒絶した登録官の決定に対しては、連邦裁判所又は連邦巡回家庭裁判所に上訴することができる。

#### **第 55 条 権原者であると宣言された者によって出願がされた場合における意匠の優先日**

第 52 条、第 53 条又は第 54 条に基づいて、意匠に関連して権原者であると宣言された 1 又は 2 以上の者は、第 21 条に基づいて意匠に関する出願をすることができ、その者がそうする場合は、当該意匠は、それが最初に開示された出願において有していたものと同一の優先日を有する。

#### **第 56 条 原登録所有者の意味**

この節において、意匠に関連して「原登録所有者」とは、意匠が最初に登録された時点で登録所有者として登録簿に記入された各人を意味する。

## 第5部 公衆の閲覧が可能な一定の書類

### 第60条 登録意匠のための意匠出願及び公衆の閲覧に供される関連書類

- (1) 意匠が登録された後、登録官は、次の書類を公衆の閲覧に供さなければならない。
- (a) 意匠が開示された意匠出願
  - (b) 意匠出願に含まれた表示
  - (c) 出願に含まれた意匠に関する新規性及び識別性の陳述書
  - (d) 意匠に関連して提出された書類(その登録の前後を問わない)
  - (e) 登録官が意匠に関係して出願人又は登録所有者に対して送付した書類(その登録の前後を問わない)
  - (f) 意匠出願に関連するその他の書類で、意匠局が保有している又は保有することになるもの
  - (g) 規則が定めるその他の書類
- (2) (1)に拘らず、次の書類は、公衆の閲覧に供されるものではない。
- (a) 法律専門家の特権を理由に、法的手続における提出を免除される書類
  - (b) 書類又は書類における情報の公開を禁ずる裁判所又は審判所の命令に服する書類
  - (c) 第127条(1)(c)に基づいて提出を求められる書類。ただし、登録官がその書類又はその書類における情報を公衆の閲覧に供すべきではないと認める場合。
  - (d) (a)、(b)又は(c)の何れかが適用される書類から入手した情報を含む書類
- (3) (1)に記載される書類が補正された場合は、当該書類は、補正の前後を問わず、公衆の閲覧に供するものとする。
- (4) ただし、次の場合、すなわち、
- (a) 2以上の意匠が意匠出願において開示され、かつ
  - (b) 次の何れかの場合、すなわち、
    - (i) 出願が1又は2以上の意匠を除外するように補正された場合、
    - (ii) 1又は2以上の意匠が出願から取り下げられた場合、
    - (iii) 1又は2以上の意匠が登録されなかった場合は、
- 除外され又は取り下げられた意匠、登録されなかった意匠及びこれらの意匠に専ら関連する、第60条(1)(b)から(g)までに記載される書類又は書類の一部は、(1)に基づいて公衆の閲覧に供することはないものとする。

### 第61条 一定の書類については公告が認められない

- (1) 本法に別段の定めがある場合を除き、第60条(1)(g)の適用上規則が定める書類以外の、第60条(1)に記載した種類の書類は、
- (a) 公告又は公衆の閲覧に供されてはならず、また
  - (b) 登録官、裁判所又は閲覧若しくは提出を命じる権限を有する者が閲覧又は提出を許可するよう指示した場合を除き、閲覧され又は登録官に対し若しくは訴訟において提出されるようにしてはならない。
- (2) 法的手続において(1)に記載した種類の書類を提出するよう求める申請の通知は、登録官に出さなければならないものとし、登録官は、当該申請について審理を受ける権原を有する。

(3) (1)は、第 60 条(1)に記載する種類の書類を、書類に係わる意匠の登録を求める出願人が利用できるようにすることを妨げるものではない。



## 第5章 意匠審査

### 第1部 第5章の簡単な概略

#### 第62条 簡単な概略

次は、この章の簡単な概略である。

第5章は、登録官による意匠審査を扱う。

意匠は、登録後に何人かの請求により又は登録官の発意により審査することができる。

意匠を審査するに際し、登録官は、意匠登録の取消理由があるか否かを検討しなければならない。

## 第2部 審査請求

### 第63条 意匠審査

- (1) 登録官が意匠を審査することを何人かが請求し又は裁判所が命令した場合は、登録官は、常に登録意匠であり続けてきた意匠を審査しなければならない。
- (2) 登録官は、常に登録意匠であり続けてきた意匠を、自己の発意によりいつでも審査することができる。
- (3) 意匠に関する関連手続が裁判所に係属している場合は、登録官は、裁判所が登録官に審査するよう命令しない限り、当該意匠の審査を行ってはならない。
- (4) 次の場合、すなわち、
  - (a) 登録官が意匠の審査を開始しており、かつ
  - (b) 当該意匠に関する関連手続が開始された場合は、登録官は、裁判所が登録官に当該意匠の審査を継続するよう命令しない限り、意匠の審査(第66条に基づいて補正請求を検討することを含む)を継続してはならない。
- (5) 本条の適用上、「常に登録意匠であり続けてきた意匠」という表現は、
  - (a) 第48条(1)の作用を理由として、その登録が停止した意匠を含まず、また
  - (b) 意匠に関して第52条、第53条又は第54条に基づいて権原者の宣言がなされない限り、その登録が取り消された意匠を含まない。

### 第64条 意匠審査請求の要件

- (1) 登録官が登録意匠を審査するよう求める何人かによる請求は、規則が定める要件を満たさなければならない。
- (2) 当該請求は、意匠の新規性及び識別性に関する資料を含むことができる。
- (3) 登録官は、請求が関係する意匠の新規性及び識別性に関連して、本条に基づいて請求に含まれる資料を公衆の閲覧に供さなければならない。

## 第3部 審査

### 第65条 登録官が意匠を審査するに際し行わなければならないこと

- (1) 登録官は、登録意匠の審査を求める請求を受領し又は登録意匠を審査することを決定した場合は、(2)に基づく取消理由が存在するか否かを検討しなければならない。
- (2) 次のものが、この部の適用上、意匠登録の取消理由である。
  - (a) 意匠が登録可能な意匠でないこと
  - (b) 規則が定めるその他の理由
- (3) 審査は、次のとおりに行われなければならない。
  - (a) 規則が定める手続に従って実施し、かつ
  - (b) 規則が定める期間内に完了すること

### 第66条 登録の補正

- (1) 本条は、登録官が、登録意匠を審査する過程で、意匠登録の取消理由が立証されたと認める場合に適用する。
- (2) 登録官は、意匠の登録所有者に対して、その旨の通知を出さなければならない。
- (3) 意匠の登録所有者は、取消理由が除去されるような方法で、登録官が登録簿を補正するよう請求することができる。
- (4) (3)に基づく請求は、規則が定める方法で行わなければならない。
- (5) 登録官は、規則が定める方法で当該請求を検討し、処理しなければならない。
- (6) 補正は、次の内容であってはならない。
  - (a) 意匠登録の範囲を増大させるもの、又は
  - (b) 原意匠出願、表示又はその他の書類において実質的に開示されていない事項を含めることによって登録の範囲を変更させるもの

### 第67条 登録が有効である場合の審査証明書

- (1) 本条は、登録意匠に関連して、次の場合に適用する。
  - (a) 登録官が、意匠を審査した結果、意匠登録の取消理由が立証されなかったと認め、又は第66条に基づいて行われた請求において提案されたように登録簿が補正されたならば、当該理由が除去される筈であると認める場合、及び
  - (b) 意匠登録が、第48条(1)に基づく効力停止になっていない場合
- (2) 登録官は、関連当事者に対して、次の事項を記載する通知を出さなければならない。
  - (a) 意匠が審査されたこと、
  - (b) 第66条に基づいて行われた請求において提案されたように登録簿が補正されたならば、取消理由が除去される筈であると登録官が認める場合—補正提案の明細、及び
  - (c) 審査証明書が交付される予定であること
- (3) 登録官が、関連当事者に対して聴聞を受ける合理的機会を与えた後も、(1)(a)に記載されるように依然として認めている場合は、登録官は、次の事項を行わなければならない。
  - (a) 規則が定める様式による審査証明書を、意匠の登録所有者に交付すること、
  - (b) 当該証明書の交付及び該当する場合は、第66条に基づいて行われる請求における補正提案で、取消理由を除去する筈であると登録官が認めるものを登録簿に記録すること、及び

- (c) 規則が定める様式による、次の事項を記載する通知を公告すること
- (i) 意匠の審査が終了したこと、及び
- (ii) 第6章に基づく侵害訴訟を開始することができること
- (4) 本条に基づく登録官の決定に対しては、連邦裁判所又は連邦巡回家庭裁判所へ上訴することができる。

#### **第68条 審査後の登録取消**

- (1) 本条は、次の場合に、登録意匠に関連して適用する。
  - (a) 登録官が、意匠を審査した結果、当該意匠登録の取消理由が立証されたと認め、かつ、第66条に基づいて行われる請求において提案されるように登録簿が補正されたとしても、当該理由が除去されない筈であると認める場合、及び
  - (b) 意匠登録が、第48条(1)に基づき効力停止になっていない場合
- (2) 登録官は、次の事項を行わなければならない。
  - (a) 関連当事者に対し、意匠登録が取り消されたことを記載する通知を出すこと、及び
  - (b) 第115条に基づいて登録簿へ記入すること
- (3) 登録官はまた、意匠登録が取り消されたこと及び当該意匠は登録されたことがないものとみなすことを記載する、規則が定める様式の通知を公告しなければならない。
- (4) 登録官は、次の場合を除き、本条に基づき意匠登録を取り消すことができない。
  - (a) 登録官が、登録所有者に対して聴聞を受ける合理的な機会を与えている場合、及び
  - (b) 該当するときは、意匠登録の取消理由を除去する目的で、登録官が登録所有者に対し、関連する登録意匠を補正するための合理的機会を与えており、かつ、登録所有者がそれを行わなかった場合
- (5) 登録官は、当該意匠に関する関連手続が係属中の間は、本条に基づいて意匠登録を取り消してはならない。
- (6) 本条に基づく登録官の決定に対しては、連邦裁判所又は連邦巡回家庭裁判所に上訴することができる。

#### 第4部 資料は登録官に提供することができる

##### 第69条 一定の資料は登録官に提供することができる

(1) 何人も、第2章第4部第1節の意味において、登録意匠が新規性又は識別性を有するか否かに関する資料を登録官に提供することができる。その者が、第63条(1)に基づいて意匠の審査を請求しなかったとしても、当該資料は提供することができる。

(2) 資料は、規則に従って提出されるものとする。

(2A) 何人も、登録官に対して、書類以外の物理的物品の形態で資料を提供してはならない。ただし、登録官がそうすることの承認をその者へ与えている場合はこの限りではない。

(2B) 何人も(1)に基づいて資料を登録官へ提供する場合、当該資料には、宣言の様式で、同資料の公開に係る証拠を添付することができる。

[注：規則は、宣言の作成を取り扱っている。]

(3) ある者が(1)に基づいて登録官に資料を提供した場合は、登録官は、次の事項をしなければならない。

(a) 意匠の登録所有者に対して、資料が提供された旨を通知すること、及び

(b) 意匠の登録所有者に対して、当該資料の写しを提供すること、及び

(4) 本条の如何なる規定も、第3部に基づく意匠の審査を登録官に要求するとはみなされない。

(5) 登録官は、(1)に基づいて登録官に提供された資料の写しを公衆の閲覧に供さなければならない。

## 第6章 侵害

### 第1部 第6章の簡単な概略

#### 第70条 簡単な概略

次は、この章の簡単な概略である。

第6章は、侵害に関するものである。

第2部は、ある者が適切な許可なく、意匠又はそれに実質的に類似する意匠を具現する製品を一定の方法で処分する場合に、その者は登録意匠を侵害する旨を規定する。

第2部はまた、意匠の登録所有者又は排他的ライセンスは、侵害訴訟を提起することができる旨を規定する。被告は、登録簿の更正を求める反訴を行うことができる。

差止命令、損害賠償、利益返還を含め、多様な救済措置が利用可能である。

第3部は、侵害訴訟の不当な脅迫を扱う。

## 第2部 登録意匠の侵害

### 第71条 意匠の侵害

(1) 何人も、意匠登録期間中に、かつ、意匠の登録所有者又は排他的ライセンシーのライセンス又は許可を得ることなく、次の事項を行った場合は、登録意匠を侵害する。

(a) それに関連して意匠が登録された製品であって、登録意匠と同一であるか、全体的な印象において実質的に類似する意匠を具現するものを製造し又は製造の申出をすること、

(b) 当該製品を、販売のため又は取引若しくは事業目的で使用するために、オーストラリアに輸入すること、

(c) 当該製品を販売し、賃貸し若しくは別途処分し又は販売、賃貸若しくは別途処分の申出をすること、

(d) 当該製品を、取引若しくは事業目的で何らかの方法で使用すること、又は

(e) 当該製品を、(c)又は(d)に記載する事柄を行う目的で保有すること

[注：本法の適用は第4条参照]

(2) (1)に拘らず、何人も次の場合は、登録意匠を侵害しない。

(a) それに関連して意匠が登録された製品であって、登録意匠と同一であるか、全体的な印象において実質的に類似する意匠を具現するものを輸入すること、及び

(b) 当該製品が、意匠の登録所有者又は排他的ライセンシーのライセンス又は許可を得て、当該意匠を具現するものであること

(3) 侵害意匠とされるものが登録意匠と全体的な印象において実質的に類似するか否かを決定するに際し、裁判官は、第19条に明記する要因を考慮するものとする。

(4) 侵害訴訟は、侵害とされるものが生じた日から6年以内に開始しなければならない。

### 第71A条 先使用による侵害免除

(1) 意匠の優先日が本条の施行日以降である登録意匠に関して、何人も、登録意匠を侵害せずに、次の行為を行うことができる。

(a) 第71条(1)(a), (b), (c), (d)又は(e)に言及されている行為、及び

(b) 本項から逸脱して当該登録意匠を侵害するはずであった行為、

ただし、前記優先日より前に、

(c) その者が、

(i) 意匠が登録された製品に関連して、登録された意匠と同一又は全体的印象として実質的に類似する意匠(同等の意匠)を具現化した製品を作成し、

(ii) 当該製品を販売のため又は取引若しくは事業目的の使用のためにオーストラリアに輸入し、

(iii) 当該製品を販売し、賃貸し、又は別途処分し、

(iv) 取引又は事業の目的で、何らかの方法により当該製品を使用し、又は

(v) (iii)又は(iv)に記載された事柄の何れかを行う目的で、当該製品を所持し、又は

(d) その者が(c)に含まれる行為を行うために、(契約によって又は別途の方法で、かつ、オーストラリア国内であるか否かに拘らず)明確な措置を講じた場合に限る。

[注：本法の適用上、(c)については、第4条参照。]

(2) (1)は、次の場合、登録意匠の優先日直前でない限りは適用しない。

- (a) 次の何れか
  - (i) その者が(1)(c)に含まれる行為を行っていた、又は
  - (ii) その者が、当該行為を一時的に停止したことを理由として、当該行為を行っていなかった、又は
- (b) 次の何れか
  - (i) その者が(1)(d)に含まれる措置を講じていた、又は
  - (ii) その者が、当該措置を講じることを一時的に停止したことを理由として、当該措置を講じていなかった

#### 登録所有者から派生した同等の意匠の制限

(3) (1)は、その者が、次の者の1から同等の意匠を派生した場合には適用しない。

- (a) (1)に言及されている登録意匠の登録所有者になった者、
  - (b) (a)に言及されている者の前権原者、
  - (c) 当該登録意匠を創作した者であって、(a)又は(b)に含まれない者
- ただし、派生が、(a)又は(b)に含まれる者によって又はその同意を得て、公衆の利用に供された情報に由来しなかった場合に限る。

#### 権原承継人に対する免除

(4) ある者は、他の者に対し、(1)又は本項に基づいて(1)に言及されている登録意匠を侵害せずに行う行為を行うことのできる権利全体を処置することができる。当該処置が行われる場合、当該他の者は、当該登録意匠を侵害せずに次の行為を行うことができる。

- (a) 第71条(1)(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)に言及されている行為、及び
- (b) 本項以外の当該登録意匠を侵害するはずであった行為

#### 製品を取得する者に対する免除

- (5) ある者が、次のとおり、
  - (a) (1)若しくは(4)又は本項に従って、及び
  - (b) (1)に言及されている登録意匠を侵害せずに、特定の製品を別の者に販売又は別途処分する場合、  
他の者は、当該登録意匠を侵害せずに、次の行為を行うことができる。
  - (c) 当該製品に関連する第71条(1)(c)、(d)又は(e)に言及されている行為、及び
  - (d) 本項から逸脱して当該登録意匠を侵害するはずであった行為

### 第72条 侵害の例外—修理

(1) 第71条(1)に拘らず、何人も次の場合は、登録意匠を侵害しない。

- (a) その者が、次の製品、すなわち、
    - (i) それに関連して意匠が登録されている製品、及び
    - (ii) 当該意匠と同一であるか又は全体的な印象において実質的に類似する意匠を具現する製品、を使用し又は他人に使用を許可する場合、
  - (b) 製品が、複合製品の構成部分である場合、及び
  - (c) 使用又は許可が、その全体的な外観を全部又は一部回復するような複合製品の修理を目的とする場合
- (2) 次の場合、すなわち、



- (a) ある者(第1者)が、次の製品、すなわち、
  - (i) それに関連して意匠が登録されている製品、及び
  - (ii) 当該意匠と同一であるか又は全体的な印象において実質的に類似する意匠を具現する製品、を使用し又は使用を許可する場合、及び
- (b) 第1者が侵害訴訟において、(1)の作用を理由に、当該使用又は許可は登録意匠を侵害しなかったことを主張する場合は、  
意匠の被侵害者は、使用又は許可は(1)(c)に記載される目的のためではなかったことを、第1者が知っていた又は合理的に知っていた筈であることを証明する举证責任を負う。
- (3) (1)の適用上、
  - (a) 修理直後の複合製品の全体的な外観が、本来の全体的な外観と著しく異なっていない場合は、修理は、複合製品の全体的な外観の全部を回復するためとみなされる。
  - (b) 修理は、
    - (i) 複合製品の本来の全体的な外観、及び
    - (ii) 修理直後の複合製品の全体的な外観、との間の著しい差異が、複合製品の一部のみが修理されたという事実によりのみ起因する場合は、複合製品の全体的な外観の一部を回復するためとみなされる。
- (4) (3)を適用するにあたり、裁判所は、複合製品又は複合製品と類似する製品に精通している者の基準を、(その者が、複合製品又は複合製品と類似する製品の使用者であるか否かに拘らず)適用しなければならない。
- (5) 本条において、  
「修理」とは、複合製品に関連して次の事項を含む。
  - (a) 複合製品の腐食し又は損傷した構成部分を、良好な又は健全な状態に回復すること
  - (b) 複合製品の腐食し又は損傷した構成部分を、良好な又は健全な状態の構成部分に交換すること
  - (c) 複合製品の腐食し又は損傷した構成部分の回復又は交換時に、付随する品目を必要に応じて交換すること
  - (d) 複合製品についての保守を実施すること「使用」とは、製品に関連して次の事項を意味する。
  - (a) 製品を製造し又は製造の申出をすること、
  - (b) 製品を、販売のため又は取引若しくは事業目的で使用するために、オーストラリアに輸入すること、
  - (c) 製品を販売し、賃貸し若しくは別途処分し又は販売、賃貸若しくは別途処分の申出をすること、
  - (d) 製品を、取引又は事業目的で何らかの方法で使用すること、又は
  - (e) 製品を、(c)又は(d)に記載する事柄を行う目的で保管すること

### 第73条 侵害訴訟

- (1) 登録意匠の登録所有者又は排他的ライセンシーは、別の者が登録意匠を侵害したと主張して、その者に対する訴訟を提起することができる。
- (2) 侵害訴訟は、所定の裁判所又は当該訴訟に関連して管轄権を有する別の裁判所に提起す

ることができる。

(2A) 排他的ライセンスが侵害訴訟を提起する場合、そのライセンスは、当該訴訟において登録意匠の登録所有者を被告としなければならない。ただし、当該登録所有者が原告として参加している場合は除く。

(2B) 登録意匠の登録所有者が訴訟において被告とされる場合、その登録所有者は、当該訴訟に参加しないときには費用の責任を負わない。

(3) 侵害訴訟は、次の時まで、(1)に基づいて提起することができない。

(a) 意匠が、第5章に基づいて審査され、かつ

(b) 審査証明書が交付されるまで

(4) 第55条の作用の結果として、ある者が第21条に基づいて意匠登録出願をした場合は、その者は、第21条に基づく出願がされた日後に生じる意匠の侵害に関してのみ、侵害訴訟を提起することができる。

## 第74条 反訴

登録意匠に関する侵害訴訟における被告は、訴訟における反訴の方法で、第93条に基づく意匠登録の取消を申請することができる。

## 第75条 侵害に対する救済方法

(1) 裁判所が侵害訴訟において認めることができる救済方法を制限することなく、救済方法は、次の場合を含めることができる。

(a) 裁判所が適切と考える条件を付した差止命令、及び

(b) 原告の選択により一損害賠償又は利益返還

登録日前の被告の侵害に対する救済

(1A) 意匠が登録された日よりも前に発生する侵害について侵害訴訟が関連する限り、裁判所は、次を行うことができる。

(a) 損害賠償の裁定を拒絶すること、

(b) そうでなければ裁定されるはずである損害賠償を減額すること、又は

(c) 利益返還命令を発出することを拒絶すること

ただし、侵害時点で、意匠に係る出願が第21条に基づいて提出されていたことを被告が知らず、また、知ることを合理的に予期できなかったことを同被告が裁判所に認めさせている場合に限る。

登録日以降の被告の侵害に対する救済

(2) 意匠が登録された日以降に発生する侵害について侵害訴訟が関連する限り、裁判所は、損害賠償の裁定を拒絶し、そうでなければ裁定されるはずである損害賠償を減額し、又は利益返還命令を発出することを拒絶することができる。ただし、被告が次を裁判所に認めさせている場合に限る。

(a) 一次的侵害の場合に、

(i) 被告が、その侵害時に、意匠が登録されていることを知らなかったこと、及び

(ii) 被告が、その侵害前に、当該意匠が登録済みであるか否かを確認するために合理的なあらゆる措置をとっていたこと、又は

(b) 二次的な侵害の場合一侵害の時点で、意匠が登録されていることを被告が知っておら

ず、かつ、それを知る合理的な事情がなかったこと

追加の損害賠償

(3) 裁判所は、侵害の凶悪さ及びその他の全ての関連事項を考慮して、適切と判断する追加の損害賠償を裁定することができる。

一応の証拠

(4) 侵害訴訟が関連する登録意匠を具現する製品又は製品の梱包に、意匠登録を示すような表示がされている場合は、意匠が登録済みであることを被告が知っていたことの一応の証拠となる。

定義

(5) 本条において、

「一次的侵害」とは、第71条(1)(a)に記載される種類の侵害を意味する。

「二次的な侵害」とは、第71条(1)(b), (c), (d)又は(e)に記載される種類の侵害をいう。

## **第76条 登録官の参加**

裁判所は、登録官に対し、侵害訴訟に参加する許可を与えることができる。

### 第3部 不当な脅迫に対する救済

#### 第77条 不当な脅迫に対する救済を求める申請

(1) ある者が、意匠に関して、別の者(「被告」)によって侵害訴訟又はその他類似の法的手続をもって脅迫されたときは、被害者(「申請人」)は、所定の裁判所又は申請の審理及び決定の管轄権を有する他の裁判所に、次の事項を求める申請をすることができる。

- (a) その脅迫は正当でない旨の宣言、
- (b) 脅迫の継続に対する差止命令、及び
- (c) 脅迫の結果、申請人が被った損害の回復

(1A) 裁判所は、不当な脅迫の結果として、申請人が被った損害の裁定において追加の額を含めることができる。ただし、裁判所が、次を考慮して、そうすることが適切であると判断する場合に限る。

- (a) 脅迫の凶悪さ、
- (b) 同様の脅威を阻止する必要性、
- (c) 被告が脅迫を行った後に起こした同被告の行為、
- (d) 脅迫により被告に生じていたことが判明した利益、及び
- (e) その他すべての関連事項

(2) (1)に記載される脅迫は、回状、広告又はその他の方法によることができる。

(3) 意匠に関して審査証明書が交付されていない場合は、意匠に関する侵害訴訟又は他の類似の訴訟を提起するとの脅迫は、本条の適用上、不当な脅迫である。

#### 第78条 裁判所の救済認可権限

裁判所は、被告が次の事項を裁判所に認めさせない限り、第77条に基づく申請人が求めた救済を与えることができる。

- (a) 当該意匠が登録され、審査されており、また審査証明書が交付されていること、及び
- (b) 脅迫の対象であった行為が、意匠登録を侵害したか又は侵害する虞があること

#### 第79条 反訴

(1) 第77条に基づく意匠に関する訴訟の被告は、反訴の方法により、申請人による意匠に関する侵害に対し、被告が別途に侵害訴訟をした場合に権原を有することになる救済を求める申請をすることができる。

(2) (1)に基づいて被告が反訴の方法による申請をした場合は、申請人は、第93条に基づく別途の申請をすることなく、その意匠登録の取消を申請することができる。

(3) 侵害訴訟に関する本法の規定は、必要な変更を加えて、(1)に基づく反訴に適用する。

(4) 意匠登録の取消を求める手続に関する本法の規定は、必要な変更を加えて、(2)に基づく申請に適用する。

#### 第80条 登録の単なる通知は脅迫でない

登録意匠の存在を単に通知することは、第77条の適用上、侵害訴訟による脅迫を構成しない。

#### 第 81 条 弁護士，登録特許弁護士及び登録商標弁護士

弁護士，登録特許弁護士又は登録商標弁護士は，依頼人の代理としての職業的資格において行った行為に関しては，第 77 条に基づく手続に対する責任を負わない。

## 第7章 裁判所の管轄権及び権限

### 第1部 第7章の簡単な概略

#### 第82条 簡単な概略

次は、この章の簡単な概略である。

第7章は、裁判所の管轄権を扱う。

第2部に基ついて、連邦裁判所及び連邦巡回家庭裁判所は、本法に基ついて生じる事項に関連して管轄権を付与される。他の所定の裁判所は、本法がそのように規定する場合に管轄権を有する。

第3部は、強制ライセンスを交付し、かつ、一定の状況において意匠登録を取り消すための所定の裁判所の能力を扱う。

第4部もまた、他の一定の状況において意匠登録を取り消すための所定の裁判所の能力を扱う。

## 第2部 管轄権

### 第83条 連邦裁判所の管轄権

- (1) 連邦裁判所は、本法に基づいて生じた事項についての管轄権を有する。
- (2) 登録官の決定に対する上訴を審理し決定する連邦裁判所の管轄権は、
  - (a) 第83A条2項に基づく連邦巡回家庭裁判所及び
  - (b) 憲法第75条に基づく連邦最高裁判所を除く他の全ての裁判所の管轄権を排除する。
- (3) 本法に対する違法行為の訴追は、連邦裁判所にしてはならない。

### 第83A条 連邦巡回家庭裁判所の管轄

- (1) 連邦巡回家庭裁判所は、本法に基づいて生じた事項についての管轄権を有する。
- (2) 登録官の決定に対する上訴を審理し決定する連邦裁判所の管轄権は、
  - (a) 規則83A条2項に基づく連邦巡回家庭裁判所及び
  - (b) 憲法第75条に基づく連邦最高裁判所を除く他の全ての裁判所の管轄権を排除する。
- (3) 本法に対する違法行為の訴追は、連邦巡回家庭裁判所にしてはならない。

### 第84条 その他の所定の裁判所の管轄権

- (1) 連邦裁判所又は連邦巡回家庭裁判所を除く各所定の裁判所は、本法に基づいて生じた事項であって、所定の裁判所で訴訟手続を提起することができるものについて管轄権を有する。
- (2) (1)によって領域の最高裁判所に付与される管轄権は、次のとおりである。
  - (a) 管轄権は、それが次の手続に関連する限り、憲法によって許容される範囲まで与えられる。
    - (i) 侵害訴訟、又は
    - (ii) 第74条を理由に、意匠登録の取消を求める申請、及び
  - (b) それ以外の場合は、管轄権は次の者が提起する訴訟手続に関するものに限って与えられる。
    - (i) 訴訟手続の提起時点において、その領域の居住者である自然人、又は
    - (ii) 訴訟手続の提起時点において、その領域に主たる営業場所を有する法人
- (3) 本条は、ノーフォーク島の最高裁判所に関する限り、1979年ノーフォーク島法第60AA条に従うことを条件に効力を有する。

### 第85条 管轄権の行使

第83条、第83A条又は第84条に基づく所定の裁判所の管轄権は、単独の裁判官によって行使されるものとする。

### 第86条 手続等の移送

- (1) 本法に基づいて手続が提起された裁判所は、次の場合は、当該法的手続を審理し決定する管轄権を有する別の所定の裁判所に当該手続を移送することができる。

- (a) 裁判所が適切であると考え、かつ
  - (b) 当該手続の何れかの段階で、何れかの当事者から申請があった場合
- (2) 法的手続が、本条に従って、1の裁判所から別の裁判所へ移送される場合は、
- (a) 法的手続に関する全ての記録書類は、(移送を受ける)別の裁判所の書記官又は他の適切な事務官に転送しなければならない、また
  - (b) 移送を受ける別の裁判所は、
    - (i) 当該法的手続が最初から当該裁判所において提起されていたものとして、かつ
    - (ii) 当該法的手続において、移送前の裁判所でとられていた手続と同じ措置が当該裁判所でとられていたものとして、手続を進めなければならない。
- (3) 本条では、連邦裁判所及び連邦巡回家庭裁判所の間での手続の移転に関しては適用されない。

[注1： オーストラリア連邦巡回家庭裁判所から連邦裁判所への訴訟手続の移送については、オーストラリア連邦巡回家庭裁判所法（2021年）第153条およびオーストラリア連邦裁判所法（1976年）第32AC条を参照のこと。]

注2： 連邦裁判所からオーストラリア連邦巡回家庭裁判所への訴訟手続の移送については、オーストラリア連邦裁判所法（1976年）第32AB条を参照のこと。]

## 第87条 上訴

- (1) 次の判決又は命令に対しては、連邦裁判所に上訴することができる。
- (a) 本法に基づく管轄権を行使した別の所定の裁判所によるもの、又は
  - (b) 第73条又は第77条にいう法的手続に係わる他の裁判所によるもの
- (2) 連邦裁判所の許可が得られた場合を除き、登録官の決定から生じた上訴を審理し決定する管轄権を行使した連邦裁判所又は連邦巡回家庭裁判所の単独の裁判官による判決又は命令に対しては、連邦裁判所の大法廷に上訴することができない。
- (3) 連邦最高裁判所の特別許可が得られた場合は、(1)にいう判決又は命令に対して、連邦最高裁判所に上訴することができる。
- (4) 本条に定める場合を除き、(1)にいう判決又は命令に対しては、上訴することができない。

## 第88条 上訴の審理における連邦裁判所及び連邦巡回家庭裁判所の権限

登録官の決定又は指示に対する上訴の審理において、連邦裁判所又は連邦巡回家庭裁判所は、次の事項の1又は2以上を行うことができる。

- (a) 口頭による又は宣誓供述書による又はその他による更なる証拠を認めること
- (b) 証人の尋問及び反対尋問(登録官の前に証拠を提出した証人を含む)を許可すること
- (c) 裁判所が指示するとおり、事実問題を審理するよう命令すること
- (d) 登録官の決定又は指示を確認し、破棄し又は変更すること
- (e) 全ての状況を考慮して、裁判所が適切と考える判決を下し又は命令をすること
- (f) 一方の当事者に対し、他の当事者へ費用の支払を命じること



**第 89 条 登録官は上訴の審理に出頭することができる**

登録官は、自己が上訴の当事者でない場合においても、自らの決定又は指示に対する連邦裁判所又は連邦巡回家庭裁判所への上訴についての審理に出頭し、審理を受けることができる。

### 第3部 強制ライセンス及び登録の取消

#### 第90条 何人も強制ライセンスを求めて裁判所に申請することができる

- (1) 何人も、所定の期間の満了後に、所定の裁判所に対し、意匠に関連する第10条(1)(a)から(e)までに記載された事柄を行うライセンスを自己に付与することを登録意匠の登録所有者に要求する命令を求める申請をすることができる。
- (2) (1)に基づく申請は、審査証明書が交付されない限り、行うことができない。
- (3) 申請を審理した後に、裁判所は、次の事項を認めるときは、当該命令を出すことができる。
  - (a) 意匠を具現する製品が、その場合の状況において合理的である範囲まで、オーストラリアにおいて製造されていないこと、
  - (b) 意匠の登録所有者が、当該意匠における排他権を行使しなかったことに対する満足な理由を示さなかったこと、及び
  - (c) 申請人は、合理的な期間にわたり、意匠の登録所有者から、当該意匠に関連する第10条(1)(a)から(e)までに記載された事柄を、合理的な諸条件に基づいて行うことの許可を取得すべく努力したが、成功しなかったこと

#### 第91条 強制ライセンスの条件

- (1) 本条は、裁判所が、第90条に基づいてライセンスを付与する命令を出す場合に適用する。
- (2) 命令は、次の事項、すなわち、
  - (a) ライセンスは、ライセンシーに対し、意匠における排他権を与えるものでないこと、及び
  - (b) ライセンスは、そのライセンスの使用に係わる企業又は営業権と共にする場合にのみ、譲渡可能なものとする、を指示しなければならない、また、ライセンスが命令書に明記する他の条件に基づいて付与されるよう指示することができる。
- (3) 当該命令は、他の如何なる執行方法も害することなく、意匠の登録所有者及び他の全ての必要当事者が作成した、ライセンスを付与する捺印証書の形をとるものとして、作用する。
- (4) 申請人は、意匠の登録所有者に対し、次の金額を支払わなければならない。
  - (a) 申請人と意匠の登録所有者との間で合意された金額、又は
  - (b) (a)が該当しない場合—所定の裁判所がライセンスの経済的価値を考慮して、公正で合理的なものであるとして定めた金額
- (5) 意匠の登録所有者又は所定の裁判所は、次の場合は、ライセンスを取り消すことができる。
  - (a) ライセンスの付与を正当化した状況が消滅しており、再発しそうにないと意匠の登録所有者及びライセンシーが合意したか又は裁判所が当事者の一方がした申請に基づいてそう認めた場合、かつ
  - (b) 取消によって、ライセンシーの正当な権利が不利な影響を受ける虞がない場合

## 第 92 条 強制ライセンス付与後の登録の取消

(1) 第 90 条に基づいてライセンスが付与された場合は、利害関係人は、所定の期間の満了後、所定の裁判所に対し、その意匠登録についての取消命令の発出を求める申請をすることができる。

(2) 裁判所は、申請を審理した後、次の事情を認めた場合は、取消命令を出すことができる。

(a) 当該意匠に関する公衆の合理的要求が満たされておらず、かつ

(b) 意匠の登録所有者が、意匠の排他権を行使しないことについて満足することができる理由を示していないこと

## 第4部 その他の状況での裁判所による登録の取消

### 第93条 その他の状況での登録の取消

- (1) 何人も、所定の裁判所に対し、意匠登録を取り消す命令の申請をすることができる。
- (2) 第5章に基づいて意匠が審査され、審査証明書が交付された後にのみ、(1)に基づく申請を行うことができる。
- (3) 裁判所が意匠登録を取り消すことができる理由は、次のとおりである。
  - (a) 意匠が登録可能な意匠ではないこと、
  - (b) 1又は2以上の原登録所有者が、意匠が最初に登録された時の意匠に関連して権原者でなかったこと、
  - (c) 各原登録所有者が、意匠が最初に登録された時の意匠に関連する権原者であったが、その時点で別の者が意匠に関連する権原者であったこと、
  - (d) 詐欺、虚偽の示唆又は不実表明によって意匠登録又は審査証明書が取得されたこと、又は
  - (e) 意匠が美術的作品に関連する意匠であり、かつ、美術的作品における著作権が停止したこと
- (3A) 裁判所は、(3)(b)又は(c)に含まれる根拠でもって本条に基づく命令を行ってはならない。ただし、裁判所が、あらゆる状況において、そうすることが公正、かつ、公平であると認める場合は除く。
- (4) 本条において、意匠に関連して「原登録所有者」とは、意匠が最初に登録された時点で登録所有者として登録簿に記入された各人を意味する。

## 第8章 政府

### 第1部 第8章の簡単な概略

#### 第94条 簡単な概略

次は、この章の簡単な概略である。

第2部は、連邦又は州による登録意匠の使用を許可する。

第3部は、連邦による登録意匠の取得を許可する。

第4部は、そうすることが連邦の抗弁の権利において必要又は便宜である場合に、登録官が意匠出願についての情報の公開を禁ずる又は制限することを可能にする。

## 第2部 政府による使用

### 第95条 用語の意味

(1) この部において、意匠又はそれに関連して意匠が登録されている製品であつて意匠を具現するものの使用についての言及は、第10条(1)(a)から(e)までに記載される意匠における排他権の行使についての言及である。

(2) 政府の目的での意匠の使用とは、次の場合である。

(a) 意匠が、関係当局の事業のために使用される場合、及び

(b) その使用が、

(i) 関係当局、又は

(ii) ある者が本項の適用上、関係当局によって書面で許可されるときは関係当局に係るその者

による場合

(3) 何人も、(2)(b)(ii)の適用上、

(a) 意匠登録の前又は後で、及び

(b) その者が当該意匠に関連する権原者又は当該意匠の登録所有者によって直接又は間接に許可される場合であつても、

当該意匠を使用することを許可される。

(4) 第105条に従うことを条件として、意匠は、当該意匠の使用がオーストラリア国内での適正な事業の提供に必要である場合には、関係当局の事業のために使用されているとみなされる。

(5) 関係当局の事業とは、次を含む。

(a) 関係当局が連邦である場合、

(i) 連邦によって主に提供又は出資される事業、又は

(ii) 連邦及び1又は2以上の州又は領域によって主に提供又は出資される事業、及び

(b) 関係当局が州又は領域である場合、

(i) 州又は領域によって主に提供又は出資される事業、又は

(ii) 州又は領域及び1又は2以上の他の州若しくは領域又は連邦によって主に提供又は出資される事業

### 第96条 政府による意匠の使用の総則

(1) (3)に記載された状況における意匠の使用は、登録意匠を侵害するものではない。

(2) (1)に拘らず、意匠の使用に関する条件が第98条に従って合意又は決定されている場合、意匠の使用は、条件が遵守されない限り、侵害となる。

(3) 状況とは、次のとおりである。

(a) 関係当局が合理的な期間にわたり出願人、権原者又は登録所有者から合理的な条件で意匠を使用する許可を取得すべく努力したが、成功しなかったと関係大臣がみなしていること、

(b) 関係大臣が書面で意匠の使用を承認していること、

(c) 意匠が、政府の目的のために使用されていること、

(d) 意匠の使用が第95条(2)(b)(ii)の適用上、関係当局によって許可された者による場

合、その者が使用の開始前に当該関係当局によって承認されていること、  
(e) 使用開始の少なくとも 14 日前までに、関係当局が、出願人、権原者又は登録所有者に対して次を与えていること

(i) (b)に言及されている承認書の写し、及び

(ii) 意匠の使用を承認する理由の陳述書

[注：1901 年法律解釈法第 25D 条は、理由の陳述書の内容に係る規則を設定している。]

(4) (3) (b)に基づいて与えられた承認書は、法律上の証書ではない。

(5) 関係大臣とは、次の者を意味する。

(a) 連邦による又は連邦のための意匠の使用に関しては、大臣、

(b) 州による又は州のための意匠の使用に関しては、州の司法長官、又は

(c) 領域による又は領域のための意匠の使用に関しては、領域の司法長官

### 第 96A 条 緊急時における政府による意匠の使用

(1) (3)に記載された状況における意匠の使用は、登録意匠を侵害するものではない。

(2) (1)に拘らず、意匠の使用に関する条件が第 98 条に従って合意又は決定されている場合、意匠の使用は、条件が遵守されない限り、侵害となる。

(3) 状況とは、次のとおりである。

(a) 関係大臣が、(2020 年国家緊急事態宣言法の意味における)国家緊急事態宣言に係る緊急事態を含む緊急性を理由として意匠の使用が必要とされるとみなしていること、

(b) 関係大臣が、意匠の使用を開始前に書面で承認していること、

(c) 意匠が、政府の目的のために使用されていること、

(d) 意匠の使用が第 95 条(2) (b) (ii)の適用上、関係当局によって許可された者による場合、その者が使用の開始前に当該関係当局によって許可されていること

(4) 関係大臣は、意匠の提案された使用を承認した後できる限り速やかに、出願人、権原者又は登録所有者に対して、次を与えなければならない。

(a) (3) (b)に言及されている承認書の写し、

(b) 意匠の使用を承認する理由の陳述書

[注：1901 年法律解釈法第 25D 条は、理由の陳述書の内容に係る規則を設定している。]

(5) (3) (b)に基づいて与えられた承認書は、法律上の証書ではない。

### 第 97 条 出願人、権原者及び登録所有者は使用を通知される

(1) 第 96 条(3)又は第 96A 条(3)に掲げる状況において意匠を使用後速やかに、関係当局は、次の者に対して当該使用を通知しなければならない。

(a) 未登録意匠の場合－意匠登録の各出願人及び当該意匠に関連する権原者

(b) 登録意匠の場合－登録所有者

(2) 関係当局はまた、そうすることが公衆の利益に反すると思う場合を除き、(1) (a)又は(b)に記載される各々の者に対して、その者が随時合理的に要求する意匠の使用についての情報を提供しなければならない。

### 第 98 条 政府による意匠の使用の条件(報酬を含む)

(1) 第 96 条(3)又は第 96A 条(3)に記載された状況における意匠の使用の条件は、権原者又

は登録所有者に支払可能な報酬に関する条件を含めて、以下とする。

(a) 関係当局と権原者又は登録所有者との間で合意されたとおり又は合意された方法で判断されたとおり、又は

(b) 合意なき場合には、関係当局又は権原者若しくは登録所有者の申請に対して所定の裁判所によって裁定されたとおり

(2) (1) (b)を制限することなく、所定の裁判所は、意匠の使用の経済的価値及び裁判所が適切であるとみなすその他の事項を考慮して、正当かつ合理的な報酬の額を裁定しなければならない。

(3) 何人も、意匠に関して、審査証明書が公布されていない場合は、(1) (b)に基づく裁定を所定の裁判所へ申請することはできない。

(4) 所定の裁判所は、使用の条件を裁定するにあたって、意匠の利害関係人が当該意匠に関して関係当局から直接又は間接に受領した補償を考慮することができる。

(5) 本条の適用上、条件又は方法は、意匠の使用前、使用中又は使用後に合意又は裁定することができる。

### **第 99 条 関係大臣によって承認されない限り効力のない一定の合意及びライセンス**

(1) 関係当局以外の者が意匠を使用できる条件を設定する合意又はライセンスは、第 96 条(3)又は第 96A 条(3)に記載された状況における意匠の使用に関しては効力がない。

(2) (1)は、当該合意又はライセンスが関係大臣によって書面で承認されている場合には、適用しない。

### **第 102 条 政府の意匠使用一使用停止の裁判所の命令**

(1) 所定の裁判所は、登録所有者からの申請に基づき、第 96 条(3)又は第 96A 条(3)の状況によるその登録意匠の使用が、関係当局による事業の適切な提供のために必要でない又は必要でなくなった旨を宣言することができる。

(2) 裁判所は、(1)に基づく宣言をすることができるが、ただし、これは当該裁判所が、その場合の全ての状況を考慮して、当該宣言を行うことが公正かつ合理的であると認めることを条件とする。

(3) 当該裁判所は更に、関係当局に対し、意匠使用の停止を次のように命じることができる。

(a) 停止は命令書に明示されている日以降とすること、及び

(b) 命令書に明示されている全ての条件に従うこと

(4) 裁判所は、(3)に基づく命令を出す際に、関係当局の正当な権利が、その命令によって不利な影響を受けないようにしなければならない。

(5) 何人も、所定の裁判所に対し、意匠に関する審査証明書が交付されない限り、当該意匠に関して(1)に基づく宣言を求めることはできない。

### **第 103 条 製品の販売**

意匠を具現する製品が第 96 条(3)又は第 96A 条(3)の状況による第 96 条の意匠の使用中に販売された場合は、購入者及びその購入者を通じて権利主張する何人も、関係当局が意匠の登録所有者であるものとして、その製品を取引する権原を有する。



#### 第 104 条 没収製品

この部の如何なる規定も，連邦，州又は領域の権限又は連邦，州若しくは領域から直接若しくは間接に権原を取得した者が，連邦，州又は領域の法に基づいて没収された製品を販売し又は使用する権利に影響を及ぼすものではない。

#### 第 105 条 連邦による外国への製品供給

- (1) 本条は，次の場合に適用する。
  - (a) 連邦がある外国との間に，意匠登録に関連し，意匠を具現する製品をその国に供給する協定を締結しており，かつ
  - (b) 当該製品がその国の防衛上必要である場合
- (2) 連邦又は連邦から書面によって授權された者が前記製品を供給するために当該製品を使用することは，この部の適用上，連邦の事業のための連邦による製品の使用であるとみなす。
- (3) 連邦又は前記の授權された者は，次の事項を行うことができる。
  - (a) 前記の協定に基づいて，前記の国に当該製品を販売すること，及び
  - (b) 何人に対しても，当該製品の製造目的に即して必要とされていない製品を販売すること

### 第3部 政府による取得及び政府への譲渡

#### 第106条 連邦による意匠の取得

- (1) 総督は、意匠出願において開示された意匠又は登録意匠を、連邦が取得するよう指示することができる。
- (2) 指示が出された場合は、意匠に関する全ての権利は、本条の効力により、連邦に移転し、かつ、帰属する。
- (3) 取得の通知は、所定の方法で公告し、かつ、次の者に対して出さなければならない。
  - (a) 未登録意匠の場合－意匠登録の各出願人及び当該意匠に関連する権利者
  - (b) 登録意匠の場合－登録所有者
- (4) 連邦は、次の者、すなわち、
  - (a) 当該意匠に関連する権原者又は事情に応じて、当該意匠の登録所有者、及び
  - (b) その意匠についての利害を有する者として登録簿に存在している他の全ての者、に対して、連邦とそれらの者との間で合意された補償又は合意が成立しないときに所定の裁判所が決定する補償を支払わなければならない。
- (5) 審査証明書が意匠に関して交付されない限り、何人も所定の裁判所に対し、当該意匠に関する(4)に基づく決定を求めることはできない。

#### 第107条 連邦への意匠の譲渡

- (1) 意匠に関連する権原者又は意匠の登録所有者は、当該意匠及びその意匠について取得された又は取得される予定の排他権についての自己の権利を連邦に譲渡することができる。
- (2) 譲渡並びに譲渡に含まれている全ての約定及び合意は、
  - (a) 有価約因が与えられない場合であっても有効であり、かつ
  - (b) 大臣の名義による訴訟又はその他の適切な法的手続によって、執行させることができる。

## 第4部 禁止命令

### 第108条 意匠情報の公表禁止

(1) 登録官は、そのようにすることが連邦の防衛のために必要又は便宜であると登録官に思われるときは、書面による命令をもって、意匠出願の主題に係わる情報を公表することを禁止又は制限することができる。

(2) 登録官が、(1)に基づく命令を出す場合は、大臣からの指示に従うことを条件とする。

(3) ある出願に関して(1)に基づく命令が効力を有している場合は、その出願を本法に基づいて扱うことはできるが、当該出願において開示される意匠を登録してはならない。

(4) 次の場合、すなわち、

(a) (1)に基づく命令が取り消され、かつ

(b) 命令の取消日において、その意匠が、(3)の作用がなかった場合は、既に登録を受けていたこととなる場合は、

その意匠は、所定の期間内に登録されなければならない。

(5) 本法の如何なる規定も、本条に基づく命令を発し、修正し又は取り消すべきか否かについての意見を求めるために、庁又は連邦の当局に意匠に関する情報を開示することを妨げない。

### 第109条 意匠情報の公表

(1) 何人も、次の場合は違反行為をなす。

(a) その者が第108条(1)に基づく命令の対象であり、かつ

(b) その者が行為に従事し、かつ

(c) その者の行為が命令に反する場合

刑罰：拘禁2年

(2) (1)は、その者が登録官の書面による同意を得ている場合は適用しない。

[注：被告は、(2)の事項に関連して挙証責任を負う(刑法典第13.3条(3)を参照)。]

(3) 本条において、「行為に従事する」とは、次の事項を意味する。

(a) 行為を行うこと、又は

(b) 行為を行わないこと

## 第9章 登録簿

### 第110条 簡単な概略

次は、この章の簡単な概略である。

第9章は、意匠の登録簿を扱う。

この章は、登録官が登録簿を保管し、そこに明細を記入するよう要求する。

登録簿は、公衆の閲覧に供されるものとする。

登録簿は、指定された状況において補正することができる。

### 第111条 登録官は登録簿を保管しなければならない

- (1) 登録官は、意匠局に意匠登録簿を保管しなければならない。
- (2) 登録意匠に関して、次の明細を登録簿に記入しなければならない。
  - (a) それに関連して意匠が登録される製品
  - (b) 意匠の登録所有者として登録簿に記入される権原を有する者の名称
  - (c) 意匠の表示
  - (d) 意匠に関して審査証明書が交付されたか否か
  - (e) 規則が定めるその他の明細
- (3) (2)に記載される明細の登録に関連して提出された全ての書類は、意匠局において、その就業時間中に何人の閲覧にも供さなければならない。

### 第112条 登録簿はコンピュータによって調製することができる

- (1) 登録簿は、その全部又は一部についてコンピュータを使用して調製することができる。
- (2) 登録簿の全部又は一部がコンピュータを使用して調製されている場合は、
  - (a) 登録簿における記入への本法における言及は、明細の記録であって、コンピュータを使用して調製され、かつ、登録簿又はその一部を構成するものについての言及を含み、また
  - (b) 登録簿へ登録された又は記入される明細への本法における言及は、コンピュータの使用による、登録簿の一部としての記録の調製についての言及を含み、また
  - (c) 登録簿の補正、変更又は更正についての本法における言及は、明細の記録の補正、変更又は更正であって、コンピュータを使用して調製され、かつ、登録簿又はその一部を構成するものについての言及を含む。

### 第113条 登録簿の閲覧

- (1) 登録簿は、規則が定める時間に、意匠局において、何人でも閲覧することができるようにしなければならない。
- (2) 登録簿がコンピュータを使用して調製されている場合は、公衆に対し、コンピュータの使用により調製された明細を閲覧するために使用することができるコンピュータ端末を利用させることによって、(1)は満たされているとみなす。

### 第114条 所有権の変更を記録するための登録簿の補正

- (1) 意匠についての権利を譲渡する登録意匠の登録所有者又は意匠についての権利の譲受人は、意匠についての権利の譲渡を記録するよう登録官に請求することができる。

(2) 遺言又は法の作用による承継により登録意匠の所有者となる者は、意匠についての自己の権利を記録するよう登録官に請求することができる。

(3) (1)に基づいて請求がなされた場合は、登録官は、次の事項を行わなければならない。

(a) 意匠の他の各登録所有者に対し、当該請求を通知すること、及び

(b) 譲渡を記録すること

ただし、他の登録所有者のうちの何れかが、当該譲渡に同意しないことを、登録官に対し書面で、かつ、規則が定める期間内に、通知する場合を除く。

(4) (1)又は(2)に基づく請求は、規則に従って行わなければならない。

### 第 115 条 一定の決定を実施するためになされる登録簿の補正

次の場合、すなわち、

(a) 登録官が、第 50 条、第 52 条又は第 68 条に基づいて、意匠の登録を取り消す決定をした場合、又は

(b) 裁判所が、意匠の登録を取り消す命令を出した場合は、

登録官は、意匠の登録が取り消されたこと及び意匠は一度も登録されなかったものとみなすことを、登録簿に記入しなければならない。

### 第 116 条 登録証の再交付

登録簿の補正の後、登録官は、次の事項を行わなければならない。

(a) 新しい登録証を意匠の登録所有者に交付すること、

(b) 規則が定める方法で、登録簿の補正を明記する通知を公告すること、及び

(c) 該当するときは、意匠を公告すること

### 第 117 条 信託についての登録簿への記入は認められない

信託についての通知は、明示、黙示、擬制を問わず、登録官が受領してはならず、また、登録簿に記入してはならない。

### 第 118 条 証拠規定

(1) 登録簿は、そこに記入された明細についての一応の証拠となる。

(2) 登録簿の全部又は一部がコンピュータの使用によって調製されている場合は、登録官が登録簿を構成している明細の全部又は一部又は場合によりその該当部分を書面で提供することによって交付された書類は、訴訟において、それらの明細の一応の証拠として認められる。

(3) 登録簿の謄本又は抄本であって署名のあるものは、訴訟において、原本と同じものとして認められる。

(3A) 本条は、PPSA 約定担保権に関して登録簿に記録される明細の何れについても適用しない。

[注：2009 年人的財産担保権法に基づく PPSA 約定担保権に関する登録についての一定の明細は、証拠として認められる。同法第 174 条参照]

(4) 本条において、

「署名のあるもの」とは、登録官による又はその代理としての署名を意味する。

### 第 119 条 登録されていない権利の認容性

(1) それに関して登録簿に記入されていない書類又は証書は、次の場合を除き、意匠についての権原又は意匠についての権利の証拠として、裁判所での証拠においては認められない。

(a) 第 120 条に基づく申請の場合

(b) 当該裁判所が、書類又は証書は認めることができる旨指示した場合

(2) ただし、(1)は、PPSA 約定担保権に関する書類又は証書の裁判所における証拠としての容認性を制限するものではない。

[注：2009 年人的財産担保権法に基づく PPSA 約定担保権に関する登録についての一定の明細は、証拠として認められる。同法第 174 条参照]

### 第 120 条 登録簿の更正

(1) 次の理由、すなわち、

(a) 登録簿への記入の遺漏、

(b) 登録簿への誤記入、

(c) 登録簿の記入における誤り又は瑕疵、又は

(d) 登録簿に誤って存在する記入、

により被害を受けた者は、所定の裁判所に対し、登録簿の更正命令を申請することができる。

(2) (1)に基づく申請の審理に基づいて、裁判所は次の事項を行うことができる。

(a) 登録簿の更正に関係して決定することが必要又は便宜である審理を決定すること、及び

(b) 登録簿の更正を適切と認める命令を出すこと

(3) 登録官は、(1)に基づいてなされた申請について通知されなければならない、また、当該申請に関連する法的手続に出頭し聴聞を受ける権原を有する。

(4) 裁判所が本条に基づく命令を出す場合は、

(a) 裁判所は、当該命令書の謄本を登録官に付与しなければならない、また

(b) 登録官は、その命令を実施しなければならない。

(5) 当該意匠に関連して審査証明書が交付されていない限り、何人も(1)に基づいて、所定の裁判所に対し、意匠に関する登録簿の更正を求める申請を行うことはできない。

## 第10章 運営

### 第121条 簡単な概略

次は、この章の簡単な概略である。

第10章は、運営規定を含む。

意匠登録官及び意匠副登録官の役職は、この章によって設定する。

意匠局もまた設立される。

### 第122条 登録官

(1) 1の意匠登録官を置く。

(2) 登録官は、本法又は他の法律によって付与される権限及び職務を有する。

### 第123条 副登録官

(1) 少なくとも1の意匠副登録官を置く。

(2) 副登録官は、登録官からの指示に従うことを条件として、第124条に基づく登録官の委任の権限を除き、本法又は他の法律に基づく登録官の権限及び職務の全てを有する。

(3) 本法又は他の法律に基づく登録官の権限又は職務は、それが副登録官によって行使又は実行されたときは、本法又は他の法律の適用上、登録官によって行使又は実行されたものとみなす。

(4) 副登録官による、本法又は他の法律に基づく登録官の権限又は職務の行使は、登録官による当該権限の行使又は当該職務の実行を妨げるものではない。

(5) 登録官による権限の行使若しくは職務の実行又は本法若しくは他の法律の規定の作用が、ある事項に関する登録官の意見、所信若しくは精神状態に依存している場合は、

(a) 副登録官は、その権限又は職務を、その事項に関する副登録官の意見、所信又は精神状態に基づいて、行使又は実行することができ、また

(b) その規定は、その事項に関する副登録官の意見、所信又は精神状態に基づいて作用させることができる。

### 第124条 登録官による委任

(1) 登録官は、本法、規則又は他の法律に基づく登録官の権限又は職務の全部又は一部を、所定の職員又は職員の所定の等級の者に、自己が署名する書面による証書をもって委任することができる。

(2) 被委任者は、委任証書によってそのように要求された場合は、登録官又は当該証書において指定された職員の指示又は監督に基づいて、委任された権限又は職務を行使又は実行しなければならない。

### 第125条 意匠局

(1) 意匠局を置く。

(2) 登録官は、適切とみなす場合に、1以上の意匠局の支局を置くことができる。

(3) 登録官は、何れの支局も廃止することができる。

### 第 126 条 意匠局の印章

- (1) 意匠局の印章が備えられ、その印章の印影は司法上認められなければならない。
- (2) 意匠局の印章は、電子様式で調製し、使用することができる。

### 第 127 条 登録官の権限

- (1) 登録官は、本法の適用上、次の事項を行うことができる。
  - (a) 証人を喚問すること、
  - (b) 宣誓又は確約に基づく証拠を、書面又は口頭で受領すること、
  - (c) 書類又は物品の提出を要求すること、及び
  - (d) 登録官に対する手続の当事者に対し、費用を裁定すること
- (2) 登録官は、(1)(c)に基づいて秘密に提供された書類又は物品の秘密性を保護することができる。

### 第 128 条 費用の回収

登録官が当事者に対して裁定した費用は、債務として回収することができる。



## 第 11 章 雑則

### 第 1 部 第 11 章の簡単な概略

#### 第 129 条 簡単な概略

次は、この章の簡単な概略である。

第 11 章は、諸事項を含む。

第 2 部は、手数料を扱う。

第 3 部は、違反行為に関する規定を含む。

第 3A 部は、コンピュータ化された意思決定を扱う。

第 4 部は、行政不服審判所による再審理可能な決定を定める。

第 4A 部は、意匠局又は支局の非就業日に終了する、行為遂行のために規定された期間の後にその行為遂行を可能にする。

第 5 部は、指定された事柄がなされなければならない期間を延長する権限を登録官に付与する。

第 6 部は、規則作成権限及び諸事項を規定するその他の規定を定める。

## 第2部 手数料

### 第130条 手数料

- (1) 規則によって、本法又は規則の適用上、納付すべき手数料を定めることができる。
- (2) (1)を制限することなく、行為の実行又は書類の提出に関して、行為が行われるか又は書類が提出される時期に応じて、規則によって異なる手数料を定めることができる。
- (2A) (1)を制限することなく、意匠局へ書類を提出することに対して、書類提出の手段に従って異なる手数料を定めることができる。
- (2B) (1)を制限することなく、手数料の納付手段に従って異なる手数料を定めることができる。

#### 手数料の納付手段

(2C) 手数料は、第130A条(1)に基づく証書に定められた手段によって納付しなければならない。

#### 規則に従って納付可能な手数料

- (3) 所定の手数は、規則に従って納付する義務がある。

#### 手数料を納付しないことの結果

- (4) 規則によって、規則に従って手数料を納付しないことの結果について定めることができる。
- (5) 本法又は規則の適用上、規則は、次の事項を特別に定めることができる。
  - (a) 行為を実行するための手数料が規則に従って納付されない場合は、行為は行われなかつたか又は行われなかつたとみなされること、
  - (b) 書類を提出するための手数料が規則に従って納付されない場合は、書類は提出されなかつたか又は提出されなかつたとみなされること、又は
  - (c) 出願に関する手数料が規則に従って納付されない場合は、意匠登録出願は失効するか又は失効したとみなされること。
- (6) (5)は、(4)を制限するものではない。

### 第130A条 承認された手数料の納付手段

- (1) 第130条(2C)の適用上、登録官は、書面により、手数料納付のための1又は2以上の手段を決定することができる。
- (2) 手段は、電子的手段又はその他の手段であり得る。
- (3) 登録官は、規則に従って、決定について定める通知を公告しなければならない。
- (4) 登録官は、(1)に基づく決定において、手数料納付のための1又は2以上の手段が好適な手段であることを明記することができる。

[注：規則に基づいて、手数料額は、好適な手段による納付の場合は減額することができる。]

- (5) (1)に基づく決定は、法律上の証書ではない。

### 第3部 違法行為

#### 第131条 登録簿における虚偽の記入

(1) 何人も、次の場合は違法行為をなす。

(a) その者が、登録簿に記入し又は記入させ、かつ

(b) その記入が虚偽であることを知っているか又は虚偽であるか否かについて不注意である場合

刑罰：拘禁12月

(2) 何人も、次の場合は違法行為をなす。

(a) その者が、証拠として書類を提出し、かつ

(b) 登録簿の記入の謄本又は抄本であると虚偽的に思わせる書類であることを知っているか又は虚偽であるか否かについて不注意である場合

本項の違反に対する刑罰：拘禁12月

#### 第132条 意匠が登録されている旨の虚偽の表明

(1) 何人も、次の場合は違法行為をなす。

(a) その者が、意匠が登録されていると表明し、かつ

(b) 当該表明が虚偽であることを知っているか又は虚偽であるか否かについて不注意である場合

刑罰：60 刑罰単位

(2) 何人も、次の場合は違法行為をなす。

(a) 自己又は他の者が、登録意匠の登録所有者であると表明し、かつ

(b) 当該意匠が登録されていないことを知っている又は当該表明が虚偽であるか否かについて不注意である場合

刑罰：60 刑罰単位

(3) 何人も、次の場合は違法行為をなす。

(a) その者が意匠を具現する製品を販売し、かつ

(b) 「オーストラリアにおいて登録済み」、「オーストラリアにおいて登録された意匠」という語句又は意匠が登録されている旨を明示又は含意しているその他の語句が、製品に対して押印、刻印若しくは銘記され又はその他の方法で適用されており、かつ

(c) その者が、当該意匠は登録されていないことを知っているか又は当該意匠が登録されているか否かについて不注意である場合

刑罰：60 刑罰単位

(4) 厳格責任が(3)(b)に適用される。

#### 第133条 意匠局に関する虚偽の表示

(1) 何人も、次の場合は違法行為をなす。

(a) その者が、

(i) 自己の事務所又は営業所がある建物に語句を表示し又はそのように表示されることを許可し、

(ii) 自己の事務所又は事業の宣伝に語句を使用し、

- (iii) 書類上に、自己の事務所又は事業の説明として語句を表示し、又は
- (iv) それ以外に、自己の事務所又は事業に関連して語句を用いる場合、
- (b) 前記語句が、「登録意匠のための事務所」であり又は自己の事務所又は営業所が意匠局であるか若しくは意匠局と公式に関連を有していると、道理をわきまえた人に信じさせるような他の語句である場合、及び
- (c) その者が、自己の事務所又は営業所が、意匠局であるか又は意匠局に係るか否かについて知っているか又は不注意である場合

刑罰：30 刑罰単位

(2) 厳格責任が(1)(b)に適用される。

### 第 134 条 登録官の要件に従わないこと

(1) 何人も、次の場合は違法行為をなす。

(a) その者が、次の要件、すなわち、

(i) 出頭のための合理的な経費の申出を受け、登録官の前に証人として出頭すること、

(ii) 登録官の質問に答えること、

(iii) 書類又は物品を登録官に提出すること、又は

(iv) 登録官に対する手続において、宣誓する又は確約すること、

に服し、かつ

(b) その者が行為に従事し、かつ

(c) その者の行為が要件に反することを知っており又は反するか否かについて不注意な場合

刑罰：30 刑罰単位

(2) (1)は、その者が合法的免責事由を有する場合は適用しない。

[注：(2)に定める事項に関連して、被告は挙証責任を負う(刑法典第 13.3 条(3)参照)。]

(3) (1)(a)の要件が、その者を有罪とする又はその者に刑罰を科すことになるかもしれない場合は、その者はその要件から免責される。

[注：(3)に定める事項に関連して、被告は挙証責任を負う(刑法典第 13.3 条(3)参照)。]

(4) 本条において、

「行為に従事する」とは、次の事項を意味する。

(a) 行為を行うこと、又は

(b) 行為を行わないこと

### 第 135 条 公務員は意匠についての取引等をしてはならない

(1) 登録官、副登録官又は職員は、次のものを販売、取得又は取引する場合は、違法行為をなす。

(a) オーストラリアで付与されたか外国で付与されたかを問わない登録意匠、又は

(b) オーストラリアで付与されたか外国で付与されたかを問わない登録意匠についての権利又は登録意匠に基づくライセンス

刑罰：60 刑罰単位

(2) 本条に違反して実行されたか又は契約が締結された購入、販売、取得、譲渡又は移転は、無効である。

(3) 本条は、意匠の登録所有者又は遺言若しくは法の作用による承継による取得には適用し

ない。

[注：(3)に定める事項に関しては，被告は挙証責任を負う(刑法典第13.3条(3)参照)。]

## 第 3A 部 コンピュータ化された意思決定

### 第 135A 条 コンピュータ化された意思決定

(1) 登録官は、登録官が本法又は規則に基づいて次を行う又は行わなければならない目的のために、当該登録官の管理下で、コンピュータプログラムを使用することができる。

- (a) 決定を下すこと、
- (b) 何らかの権限を行使する又は何らかの義務を遵守すること、又は
- (c) (a)が適用される決定を下すこと又は(b)が適用される権限を行使する若しくは義務を遵守することに関連して、その他のことを行うこと

(2) 本法及び規則の適用上、登録官は次を行ったとみなされる。

(1)に基づいて行われたコンピュータプログラムの操作によって、決定が下され、権限が行使され、義務が遵守され又は行われた、

- (a) 決定を下したこと、
- (b) 権限を行使した又は義務を遵守したこと、又は
- (c) 決定を下すこと又は権限を行使する若しくは義務を遵守することに関連して、その他のことを行ったこと

#### 代替決定

(3) 登録官は、コンピュータプログラムの操作によってなされた決定が不正確であることに納得している場合、(2) (a)に基づき登録官が行ったとみなされる決定を他の決定に置き換えることができる。

## 第4部 登録官の決定の再審理

### 第136条 行政不服審判所による再審理

(1) 何人も、行政不服審判所に対し、次の登録官の決定についての再審理を求める申請をすることができる。

(a) 第24条(2)に基づいて最低出願要件を満たさない出願を拒絶すること、

(b) 第29条に基づいて決定を行うこと又は行うことを拒絶すること、

(c) 第30条に基づいて意匠出願をその者の名義で進める申請を拒絶すること、

(d) 第43条に基づいて意匠の登録を拒絶すること、

(f) 第108条に基づいて意匠出願の対象となる事項について情報の公表を禁止し又は制限すること、又は

(g) 第137条に基づいて期間延長の申請を拒絶すること、

(1A) 次の場合、何人も代替の決定の再審理を行政不服審判所へ申請することができる。

(a) 登録官が、第135A条(2)(a)に基づいて決定(最初の決定)を下したとみなされる場合、

(b) 本条の(1)に基づいて、何人も、最初の決定の再審理を行政不服審判所へ申請することができる場合、及び

(c) 登録官が、第135A条(3)に基づいて最初の決定に対して決定を置き替える場合。

(2) (1)又は(1A)による決定の再審理の行政不服審判所への申請において、その決定によって自己の利害に影響を受ける者に対して、その決定について書面による通知を送付するときは、その通知には、当該決定についての再審理を求める申請を、1975年行政不服審判所法に基づいて行政不服審判所に対してすることができる旨の陳述を記載しなければならない。

(3) 決定に関連して(2)を遵守しないことは、その決定の効力に影響しない。

(4) 本条において、

「決定」は、1975年行政不服審判所法における場合と同じ意味を有する。

## 第 4A 部 行為遂行のために規定された期間の終了後での行為遂行

### 第 136A 条 行為遂行のために規定された期間の終了後での意匠局の就業再開時の行為遂行

(1) ある行為の遂行に関して本法(本条を除く)又は規則に規定する期間の最終日が意匠局又はその支局(存在する場合)の非就業日である場合は、その行為は、所定の事情により意匠局又は支局(存在する場合)の翌就業日に遂行することができる。

(2) 本条の適用上、意匠局又はその支局は、次の日は非就業日とみなされる。

(a) 規則により意匠局又は支局の非就業日であると宣言された日

(b) 意匠局又は支局の非就業日であると所定の方法で公告された書面により、所定の者によって宣言された日

#### 宣言

(3) (2) (a) 又は (b) にいう宣言によって、州又は領域の法律により又は基づいて公休日と宣言された日を参照することによってその日を確定することができる。これは日を確定することができる宣言の方法を制限するものではない。

(4) (2) (b) にいう宣言は、

(a) 当該日の以前又は後にすることができ、また

(b) 法律上の証書ではない。

#### 他の法律との関係

(5) 本条は、本法の残余の規定にも拘らず、効力を有する。

(6) 1901 年法律解釈法第 36 条(2)は、本条(1)にいう行為に関しては適用しない。

#### 所定の行為に関する除外

(7) 本条は所定の行為には適用しない。

[注：所定の行為には 1901 年法律解釈法第 36 条(2)が関連する。]



## 第5部 期間延長

### 第137条 期間延長

(1) 次の者による誤り又は遺漏のために、一定の期間内に実行することが必要な関連行為が、その期間内に実行されないか又は実行することが不可能な場合は、登録官は、当該行為のための実行期間を延長しなければならない。

- (a) 登録官又は副登録官、
- (b) 意匠局の職員、又は
- (c) 意匠局のために役務を提供する者又は提供予定の者

(2) 登録官は、次の理由のために、一定の期間内に実行することが必要な関連行為が、その期間内に実行されないか又は実行することが不可能な場合は、当該関係人が規則に従ってする申請に基づき、その行為の実行期間を延長することができる。

- (a) その者又はその代理人による錯誤又は遺漏、又は
- (b) その者の制御の及ばない状況

(3) 関連行為を実行するための期間については、その期間が満了する前又は後の何れにおいても、延長することができる。

(4) 登録官は、規則が定める方法で、3月を越える期間延長の申請を公告しなければならない。

(5) (6)に従うことを条件として、何人も、期間延長申請の承認について、定めに従って、異議申立をすることができる。

(6) 登録官が、(2)に基づく申請が、(5)に基づく異議申立がない場合であっても、認可されないものと認めた場合は、

- (a) 登録官は、当該申請を(4)に従って公告する必要がなく、また
- (b) 当該申請に対しては異議申立をすることができず、また
- (c) 登録官は、当該申請を拒絶しなければならない。

(7) 本条において、

「関連行為」とは、次に関連する行為(所定の行為を除く)を意味する。

- (a) 登録意匠、
- (b) 意匠登録出願、又は
- (c) 本法に基づく手続(裁判所手続を除く)

### 第138条 延長の結果

(1) 次の場合、すなわち、

(a) 関連行為(第137条の意味において)を行わなかったことを理由に、意匠出願が失効し又は意匠登録が効力を停止し、かつ

(b) 当該行為を行うための期間が延長された場合は、出願又は登録は、当該延長が認められた日に回復されたものとして取り扱われなければならない。

(2) 出願又は登録が(1)に基づいて回復された場合は、登録官は、次の事項を行わなければならない。

- (a) 出願又は登録が回復した旨を出願人又は登録所有者に通知すること、及び

(b) 規則が定める所定の方法で、出願又は登録が回復した旨の通知を公告すること

### 第 139 条 第三者の保護

(1) 本条は、関連行為(第 137 条の意味において)を行わなかったことを理由に、意匠登録が効力を停止し、その後第 138 条に基づいて回復した場合に適用する。

(2) 意匠登録の効力が停止した後で、登録が回復する前に、当該意匠を商業的に使用するため一定の措置をとった者は、次の事項を行うことができる。

(a) 登録の回復後に、意匠を継続して使用すること、又は

(b) 意匠を使用する権利を別の者に販売すること

(3) ただし、その者は、別の者に当該意匠を使用するためのライセンスを付与してはならない。

(4) (2) (b)に基づいて権利を購入する者は、意匠を使用する権利を別の者に販売してはならず又は当該意匠を使用するためのライセンスを別の者に付与してはならない。

(5) (2) (a)を理由に意匠を継続して使用する者又は(4)に記載されるように購入した後に意匠を使用した者は、登録意匠を侵害しない。

### 第 140 条 侵害訴訟

次の期間になされた侵害に関しては、侵害訴訟を提起することはできない。

(a) 意匠登録の効力が停止する日から意匠登録が回復する日までの期間、又は

(b) 意匠出願が失効する日から回復する日までの期間

## 第6部 その他

### 第141条 代理人の権限

代理人は、その他の者を代理して、意匠登録に関連する如何なる行為も行うことができる。

### 第142条 登録特許弁護士及び登録商標弁護士の先取特権の権利

規則によって、登録特許弁護士又は登録商標弁護士は、意匠に関する事項における依頼人の書類及び財産に関して、事務弁護士が依頼人の書類及び財産に関して有するものと同じ先取特権の権利を有する旨、規定することができる。

### 第143条 登録の取消は裁判所の決定及び取消以前の契約に基づいてなされた事柄に影響を与えない

意匠登録の取消は、取消前になされた裁判所の決定の作用に影響を与えず又は取消前の契約に基づいてなされた事柄に影響を与えない。

### 第144条 書類の提出

本法及び規則の適用上、書類は、第144A条(1)に基づく証書において決定された手段によって、意匠局へ提出することができる。

### 第144A条 承認される書類提出手段

(1) 第144条の適用上、登録官は、書面により、意匠局へ書類を提出するための1又は2以上の手段を決定することができる。

(2) 手段は、電子的手段又はその他の手段であり得る。

(3) 登録官は、規則に従って、決定について定める通知を公告しなければならない。

(4) 登録官は、(1)に基づく決定において、書類提出のための1又は2以上の手段が好適な手段であることを明記することができる。

[注：規則に基づいて、好適な手段による納付の場合は、減額された手数料を納付することができる。]

(5) (1)に基づく決定は、法律上の証書ではない。

### 第144B条 書類提出に対する登録官による指示

(1) 登録官は、書面により、本法又は規則に基づく書類が提出されるべき様式を明記する指示を与えることができる。

[注：(規則に関する)第149条(2)(aa)も参照。]

(3) 登録官は、規則に従って、指示について定める通知を公告しなければならない。

(4) (1)に基づく指示は、法律上の証書ではない。

### 第144C条 証拠提出に対する登録官による指示

(1) 登録官は、書面により、本法又は規則に基づいて生じる事項に関連する証拠の提出について、指示を与えることができる。

[注：(規則に関する)第149条(2)(ab)も参照。]

- (2) (1)を制限することなく、同項に基づく指示は、次に関連することができる。
- (a) 提出されるべき証拠の写しの数、
  - (b) 証拠が提出されるべき様式(書類以外の物理的物品の提出が許可されているか否かの状況を含む)、
  - (c) 証拠が提出されるべき手段
- (3) (2)(b)を制限することなく、(1)に基づく指示は、書面による証拠が宣言の形態であるべきことを要求することができる。
- (4) 本条は、(登録意匠が新規性又は識別性を有するかに係る資料に関する)第69条に基づく資料の提供に関しては適用しない。
- (5) 登録官は、規則に従って、(1)に基づく指示について定める通知を公告しなければならない。
- (6) (1)に基づく指示は、法律上の証書ではない。

#### **第144D条 本法又は規則に基づく登録官による通知**

- (1) 本法又は規則に基づいて、登録官が
- (a) 何らかの者へ事項について通知すること、又は
  - (b) 何らかの者がある事柄を行うことを要求される旨通知すること
- を要求又は許可される場合、登録官は、その旨を(電子的手段を含む)何らかの通信手段によってその者へ通知する。

[注：第145条は、何らかの者に対する文書の送達などを取り扱っている。]

- (2) ただし、通知は、当該通知の内容が後日の参照に利用可能となるよう容易にアクセスできる通信手段によるものでなければならない。

#### **第145条 書類の送達**

- (1) 本法がある者に対して送達、付与又は送付される書類について規定しており、かつ、その者が書類の送達先としてオーストラリア又はニュージーランドにおける宛先を登録官に与えている場合は、当該書類は、その宛先へ所定の手段によりその者に対して送達、付与又は送付することができる。
- (2) 規則に規定の時期以降、本条における宛先には電子的宛先を含む。
- (3) (2)における時期は、当該規則が立法法2003年により登録された日以降とする。
- (4) 本条において、電子宛先がオーストラリアにあるかについては、規則に従って決定される。
- (5) 本条において、電子宛先がニュージーランドにあるかについては、規則に従って決定される。

#### **第146条 出願決定前出願人の死亡**

意匠の登録を求める出願人が、その出願が決定される前に死亡したときは、その者の法定代理人が、当該出願の手続を行うことができる。

#### **第147条 意匠登録後のある者の死亡**

- (1) 本条は、意匠が登録された後の何れかの時点で、登録官が、当該意匠が登録される前に

登録所有者が死亡していた(又は法人の場合は消滅していた)ことを認める場合に適用する。  
(2) 登録官は、登録所有者の名称を、登録所有者として登録簿に記入されるべきであった者の名称に代えることによって、登録簿を補正することができる。  
(3) 本条に基づく登録官による補正は効力を有し、かつ、そのように常に効力を有していたとみなされる。

#### 第148条 登録官による裁量権の行使

登録官は、本法に基づく裁量権を、行使対象である者に聴聞を受ける機会を与えることなく、その者に不利になるよう行使してはならない。

#### 第149条 規則

(1) 総督は、次の事項を規定する諸規則を制定することができる。  
(a) 規定されることが要求され若しくは許容されている事項、  
(b) 本法を履行し若しくは本法に効力を与えるために規定することが必要であるか若しくは便宜である事項、及び  
(c) 意匠局に関連する業務の運営のために必要であるか若しくは便宜である事項  
(2) (1)を制限することなく、同項は次の諸規則を規定する権限を含む。  
(aa) 次に関連して規定を設けること  
(i) 本法又は規則に基づく書類の提出に係る要件(書類が、(存在する場合には)第144B条に基づく指示に明記された様式でなければならないことの要件を含む)、  
(ii) 書類が承認された様式に従っていない又は(i)に言及されている要件を遵守していないことによる結果、及び  
(ab) 第144C条に基づく指示を遵守していないことによる結果に関連して、規定を設けること、及び  
(a) ある者に対し、本法若しくは規則に基づく申請に関して又は本法に基づく手続(裁判所手続を除く)に関して、制定法上の宣言(司法手続外誓約)を提出するよう要求すること、  
(b) 未成年又は身体的若しくは精神的障害を理由に、宣言の作成又は行為の実行ができない者の代理として、本法に基づいて、宣言の作成又は行為の実行のために、かつ、それに関して規定を制定すること、  
(c) 本法に基づき納付した手数料の全部又は一部における返還についての規定を制定すること、  
(d) 本法に基づき別途納付すべき手数料の全部又は一部における請求権の放棄についての規定を制定すること、  
(e) 誤記又は明白な誤りを訂正するため又はその他の目的で、登録簿への記入の訂正のために、かつ、その訂正に関連して規定を制定すること、  
(f) ある者に対し、本法の規定の適用による聴聞を受けることを希望するか否かを所定の期間内に登録官に通知するよう要求する権限を、登録官に付与すること、  
(g) 本法の規定の適用による聴聞を受けることを希望する者に、登録官が指定した日時及び場所に出頭するよう要求する権限を、登録官に付与すること、  
(h) 意匠の共通所有権についての要件を含むがそれに限らず、1又は2以上の意匠が開示される意匠出願の内容を定めること、

- (i) 意匠の登録を求める出願人に対し、出願が提出及び次についての規則の要件に従うようにするために必要な事柄を行うよう指示する権限を、登録官に付与すること
- (i) 規則が指定する期間内に指示が守られない場合に出願が失効することについて規定すること、及び
- (ii) かく失効した出願の回復について定めること、
- (j) 規則に基づいて行った登録官の決定に対する上訴について定めること、
- (k) 手続を開始することができる又はその他の事柄をなすことができる期間を定める規定を含め、本法に基づく手続における所定の裁判所の実務及び手続のために、かつ、それに関連して規定を制定すること、及び当該期間の延長について定めること、
- (1) 1906年意匠法の廃止及び本法の施行を理由に、必要な又は便宜な経過規定又は派生規定を作成すること、
- (m) 本法の明記された目的のために引き続き有効であるように(所定の変更を加えて)、1906年意匠法に基づく規則を制定すること、
- (n) 本法又は規則の適用上、電子装置又は通信の方法によって行われるべき事柄についての規則を制定すること、及び
- (o) 登録官に対し、登録官が適切と考える意匠に関する書類を準備する、公告する及び販売する権限を付与すること、
- (3) 本法による1906年意匠法の廃止にも拘らず、(2)(1)に基づいて作成された規則は、所定の者又は事項に関する又は所定の状況における1906年意匠法の指定した諸規定が引き続き作用するよう規定することができる。

#### **第149A条 意匠出願などの方式要件を決定する文書**

- (1) 登録官は、次の適用上、書面による文書でもって、方式要件を決定する。
  - (a) 第39条(2)(aa)及び第40条(2)(ca)、
  - (b) 規則の規定、ただし、当該規定が本条について言及している場合に限る。
- (2) 登録官は、規則に従って、決定について定める通知を公告しなければならない。
- (3) (1)に基づく決定は、法律上の証書ではない。

## 第 12 章 廃止，経過及び留保規定

### 第 1 部 1906 年意匠法の廃止

#### 第 150 条 廃止

1906 年意匠法は，廃止する。

## 第2部 経過及び留保規定

### 第151条 一定の意匠に対する本法の適用

- (1) 本条は、次の意匠について適用する。
  - (a) 施行日の直前に、旧法に基づいて登録された意匠
  - (b) 第153条を理由として旧法が依然として適用された意匠出願の結果として、施行日後に登録された意匠
- (2) 意匠は、
  - (a) 次の場合、すなわち、
    - (i) (1)(a)に記載される意匠の場合—施行日以後、また
    - (ii) (1)(b)に記載される意匠の場合—意匠が登録された日以後、  
本法に基づいて登録されたものとみなされ、また
  - (b) 第5章第3部に基づいて、登録官が審査を行ったものとみなされ、かつ、審査証明書は、第67条に基づいて交付されたものとみなされる。
- (3) ただし、(2)に拘らず、
  - (a) 旧法は、意匠登録の有効性を決定する目的のため、適用を続けるものとし、また
  - (b) 本法は、意匠登録の有効性を決定する目的のためには、適用しないものとし、また
  - (c) 意匠は、第5章に基づいて審査することはできない。

### 第152条 一定の意匠の登録期間

- 第151条に拘らず、
- (a) 同条が適用する意匠登録期間は、旧法が廃止されない場合は、旧法に基づいて効力を停止したこととなる日に効力を停止し、また
  - (b) 旧法第27A条は、旧法が廃止されていなかったものとして、意匠について引き続き適用する。

### 第153条 施行日前になされた出願

- (1) 旧法は、施行日前に旧法に基づいてなされた出願については、出願に関して変更請求が第159条に基づいてなされない限り、旧法が廃止されていなかったものとして引き続き適用する。
- (2) ただし、(1)に記載される出願に関する期間の延長を求める申請は、本法第137条に基づいて行われなければならない。
- (3) 旧法に基づく出願を扱った後に、登録官が、出願が関連する意匠を登録するよう要求された場合は、登録官は、意匠登録に関連する本法第45条に従わなければならない。

### 第154条 その他の出願及び手続

- (1) 本法は、旧法に基づいてなされ又は開始されたが、同法に基づいて施行日前に最終的に処理されなかった出願、請求、訴訟又は手続について、当該出願、請求、訴訟又は手続が本法の対応する規定に基づいて行われ又は開始されたものとして、施行日以後に適用する。
- (2) (1)は、次の場合は適用しない。
  - (a) 第153条に基づいて旧法を引き続き適用する出願の場合、又は



(b) 第 155 条に基づいて旧法を引き続き適用する手続の場合

[注：第 152 条は、旧法第 27A 条の出願を扱う。]

### 第 155 条 係属中の手続

(1) 出願から生じている旧法に基づく裁判所手続が施行日の直前に係属している場合は、当該事項は、旧法が廃止されていなかったものとして決定される。

(2) ただし、更正に関して裁判所が出す命令は、本法に基づいて、登録簿に関連させなければならない。

### 第 156 条 旧法に基づく侵害

(1) 本条は、次の意匠に適用する。

(a) 旧法に基づいて何れかの時点で登録され、かつ、旧法に基づいて登録簿から抹消されていない意匠(当該意匠は、第 151 条の適用対象である意匠であるか否かを問わない)、及び

(b) 第 153 条を理由として旧法が適用された出願の結果として、施行日後に登録された意匠

(2) 次の場合、すなわち、

(a) 次の何れかに該当する場合、

(i) ある者が、施行日前に、旧法に基づいて意匠における独占権を侵害する行為に従事する場合

(ii) ある者が、施行日後に、旧法が依然として効力を有していれば、旧法に基づいて意匠における独占権を侵害していた行為に従事する場合、かつ

(b) 施行日の直前に、侵害に関する訴訟が係属していない場合は、

本法に基づいて、意匠の侵害についての訴訟を提起することができる。

(3) ただし、(2)に基づく訴訟の場合は、

(a) 旧法は、その者の行為が意匠における独占権を侵害したか否かを決定する目的のために引き続き適用し、かつ

(b) 本法は、その者の行為が意匠における独占権を侵害したか否かを決定する目的のためには適用せず、かつ

(c) 何人も、旧法の下では権原を有していなかったこととなる何らかの差止命令又はその他の救済に対する権原を有さない。

(4) (2)は、同項に記載される種類の訴訟を開始することのできる期間に関する法律に従うことを条件とする。

### 第 157 条 登録官及び副登録官

施行日の直前に、旧法に基づいて登録官又は副登録官の役職にあった者は、施行日以後も引き続き、本法に基づく登録官又は(場合により)副登録官の役職にある。

### 第 158 条 登録簿

旧法の意味における登録簿は、施行日以後、本法の意味においても登録簿であるとみなされる。

### 第 159 条 経過出願の変更

- (1) 経過出願を行った者は、経過出願を変更出願として扱うことを請求することができる。これは「変更請求」である。
- (2) 変更請求は、次の通りにしなければならない。
  - (a) 所定の期間の末日前に行わなければならない、かつ
  - (b) 書面で提出しなければならない、かつ
  - (c) 規則が定めるあらゆる要件に従って行わなければならない。
- (3) 経過出願に関して変更請求がなされる場合は、当該請求がなされる前に出願に関連して旧法に基づいて行われた如何なる事柄も、第 5 章に基づく審査を構成するとはみなされない。
- (4) 経過出願に関して変更請求がなされる場合は、当該出願は、変更請求の日から変更された出願であるとみなされる。

### 第 160 条 変更された出願の効力

- (1) 変更された出願は、本条に規定する変更を条件として、本法に基づいてなされた出願であるとみなされる。
- (2) 変更された出願の出願日は、本法第 26 条に基づいて、経過出願の出願日であるとみなされる。
- (3) 変更された出願において開示される意匠の優先日は、本法第 27 条に基づいて、経過出願に基づいて有する優先日と同一の日であるとみなされる。
- (4) 変更された出願は、本法第 21 条(2)に記載される最低出願要件を満たすものとみなされる。
- (5) 変更された出願は、変更された出願において開示される各意匠の登録について、本法第 35 条に基づく請求を含むものとみなされる。
- (6) 変更された出願において開示される意匠の登録期間は、本法第 46 条に基づいて、第 159 条(1)に基づく変更請求の日から開始するものとみなされる。
- (7) 変更された出願が関連する経過出願に関して旧法第 22B 条に基づいて請求された補正は、本法第 28 条に基づいて請求された補正であるとみなされる。
- (8) 次の場合、すなわち、
  - (a) 変更された出願において開示される 1 又は 2 以上の意匠を除外するために、本法第 28 条に基づいて変更された出願が補正され、かつ
  - (b) 1 又は 2 以上の除外意匠に関して、出願人が本法第 23 条に基づく意匠出願をする場合は、除外意匠の登録期間は、第 159 条(1)に基づく変更請求の日より開始する。

### 第 160A 条 旧法第 40A 条(6)に基づく承認

施行日の直前に旧法第 40A 条(6)に基づいて有効であった承認は、本法第 99 条(2)に基づく承認であるものとして、当該の日以後効力を有する。

### 第 161 条 定義

この章において、

「施行日」とは、本条が開始する日をいう。

「旧法」とは、1906年意匠法をいう。

「経過出願」とは、次の意匠登録出願をいう。

- (a) 施行日前に旧法に基づいてなされ、かつ
- (b) 失効した出願ではなく、かつ
- (c) 登録されていた又は登録を拒絶されていた意匠に関連していない出願